

平成27年 網走市議会

平成27年度予算等審査特別委員会会議録

第3号 平成27年3月13日（金曜日）

○日時 平成27年3月13日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（17名）

委員 長	渡部 眞美
副委員 長	立崎 聡一
委員	飯田 敏勝
	井戸 達也
	金兵 智則
	工藤 英治
	栗田 政男
	近藤 憲治
	佐々木 玲子
	空 英 雄
	高橋 政行
	七夕 和繁
	平賀 貴幸
	古都 宣裕
	松浦 敏司
	山田 庫司郎
	山田 俊美

財政課長	秋葉 孝博
保険年金課長	永倉 一之
健康管理課長	林 幸一
生活環境課長	梅津 義則
生活環境課参事	細川 英司
社会福祉課長	酒井 博明
介護福祉課長	桶屋 盛樹
子育て支援課長	野呂 俊広
静湖園長	石川 進

教育 長	木目澤 一三
学校教育部長	三島 正昭
社会教育部長	後藤 伸次

○事務局職員

事務局 長	佐藤 明
次 長	吉田 正史
総務議事係長	岩尾 弘敏
係	松山 俊
係	田中 康平

午前10時00分開議

○渡部眞美委員長 おはようございます。

本日の出席委員は17名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速本日の日程であります一般会計歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑に入ります。

なお、関連であります議案第17号及び議案第18号の2件についても、あわせて質疑をいただきます。

質問者、挙手を願います。

○飯田敏勝委員 それでは、4項目にわたって質問いたします。

1項目めは、市民健康プールの健康増進事業の推進ですけれども、これは代表質問でも伺いまして、御答弁をいただきました。より深めるということで、健康のためのいわゆるプログラム策定に当たって保健師を中心に組み立てて、現在プール等で活動中の団体の指導者からも経験と知識を活

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水谷 洋一
副市 長	大澤 慶逸
企画総務部長	川田 昌弘
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
経済部長	今野 哲男
観光部長	田口 桂
水産港湾部長	河野 宣昭
建設部長	石川 裕将
水道部長	猪股 淳一
企画総務部次長	岩永 雅浩
総務課長	大島 昌之

かしたやり方を進めていくと、代表質問で伺いました。講座の開設はわかるのですけれども、修了後に水泳や水中運動を継続してもらうために、講座の受講者に対してその後どのようなサポート体制を考えているのか伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 市民健康プールを活用した健康講座におきましては、主婦層や親子向けのエクササイズのほか、仕事を終えた後の男性、女性を対象としたアクアフィットなど、幅広い年齢層を対象に初めての方でも楽しみながら健康増進を行えるメニューを考えているところであります。また、市における自主事業といたしまして、プール、フロアーにおける指導者の養成講座の実施も考えているところであります。

講座を修了された方の受講後の対応につきましては、健康増進を維持する意味で1人で継続される方、受講のノウハウを活かしクラブを結成される方、また、既に活動されている既存のクラブを活用されるなど、3通りが考えられるかと思いません。講座を受けられる中で気心が知れ、クラブ結成まで行き着くことは、大変意義のあることだと思います。

どういった方法がよりよい健康づくりにつながっていくのか、今後、先進的な取り組みを実施している団体などの情報収集に努め、通年化されたこの施設の有効活用にも結びつくよう検討してまいりたいと考えております。

○飯田敏勝委員 今回の御答弁のとおり、まだ始まってはいないのですけれども、始まる前から事前に準備して先進地の事例収集などをやっておくというのは、大切だと思います。

私もそういう経験がありますので、実際、仮にスポーツ教室等でも今やっているとすけれども、受講が修了しますと、6回なり8回の教室なり講座の中で、いわゆる仲間うちというのですか、そういうような雰囲気生まれて、最終的にはさまざまな継続する方法があつたのですけれども、一番多いのはやはり、そこで受講された方々が集まってつくと。いわゆるその雰囲気を大事にしたいのと、自分たちが1からスタートして10まで行ったというようなことを含めて、その後の指導をしっかりとやっていくということから、その教室なり講座の受講者が中心となってやるというのが通例というか多かつたと思います。その場合の条件として主催者が提示するのは、場所の

確保いわゆるフランチャイズです。リーダーをつくる、それからクラブですからある程度の規則はつくるのですけれども、最低限いわゆる会費をとって運営するというような三つの条件をつけた中での育成を、その講座の中、教室の中での指導目標の一つに挙げていたと思います。

何はともあれ、先進地の事例などを参考にし、今後、市民健康プールが通年化されますが、その効果というのは非常に大きいと思いますので、今の御答弁の方向でしっかりとやってもらいたいと思います。

それでは、2項目めに移ります。介護予防活動についてです。

介護保険の関係でも質問しましたけれども、介護予防いわゆる要介護にならないということで、今後、平成29年度まで今のスタイルでいながら、その間いろいろな工夫をしたいということがありました。予防のための有効な策の一つとして、今プールができます。私は、プールを利用すべきでないかと思いません。これは、行政視察等でもさまざま訪れて、一昨年行った、阿賀野市の例です。阿賀野市のプールは、いわゆる介護保険の予算で建てました。いわゆる介護予防ということの主たる目的で、つくってました。

プールのよさは、浮力による体重負荷軽減、抵抗による適度な運動負荷と、水温による新陳代謝の促進だとか、水圧による血液循環促進など、理論的にも説明されているのですけれども、そのことが高齢者にとって理屈ではなくて、体によいだとか、気持ちがいいだとかといった実感となつて、日常生活にはね返って定着していくと私は思うのです。

そういうことも考えた介護予防活動、そのためには、介護の担当部署だけではなくて、今言いました健康管理課、保健センター、スポーツ課など関係部署としっかりと連携をとってやれば、私は介護予防の効果というものは数段上がると思うのです。そういう意味からも、阿賀野市は介護保険の予算というものはかなりありますから、そういう中でしっかりとそこら辺にシフトして、連携して予算の面でも工夫がとれると思うのですけれども、有効な事業ということで、今後、今の方法も含めてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護予防事業について

でありますけれども、プールを活用した事業につきましては、介護予防と健康増進を目的といたしまして、指定管理者が実施する講座の中で、65歳以上の高齢者、2次予防事業対象者と言われる要支援、要介護状態になる恐れのある高齢者、そして介護認定における要支援者などを対象といたしまして、今年度から取り組む予定としております。

当市では、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを目的とした、はつらつ筋力向上トレーニング、らくらく健康トレーニング、高齢者ふれあいの家、また、第2号被保険者の運動の習慣化を目的としたフィットネス教室などの通所型介護予防事業に取り組んでおりますけれども、今回の市民プールの通年化とあわせて、膝関節痛や腰痛などの疾患により陸上における運動が困難な高齢者を対象に、水中トレーニングを実施してまいりたい。その際には、やはり関係者、サークル指導者といった方々の御意見もお聞きしながら、また先進的な取り組みを参考にしながら、実施していきたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 プールの利用というものは、とにかく医療費削減だとか介護の費用削減と捉えがちなのですけれども、結果としてそうなったというのが各地の成果だと思います。今御答弁になったことを、着実に地に足がついた方法で実行することを希望したいと思います。終わります。

それでは、3項目めです。

障がい者支援事業、これは補正の関係で繰越明許になって、ただ、今後も続くということも含めて、私は提案を含めてこの質問をしたいと思えます。

障がい者の方の就労は、NPOを初めとする関係者等の努力によって、徐々にではありますが門戸は広がりつつあるのです。ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいの種別、程度もあります。障がい者がみずから居住する場所を選択して、必要とする福祉サービスを受けたり利用したりするということは、大変なのですけれども、自立と社会参加の実現を図るといえるのは、本人なり、関係者なり、行政が、一層求めていることだと思います。

そこで、きのうからの質問でもあるのですけれども、日体大の特別支援学校の高等部が平成29年度に開校になります。障がい者福祉というか、こ

こは知的障がいの方なのですけれども、雇用に向けた対策ということになります。平成29年開校ですから、その3年後にはもう卒業していくということになります。そういう対策を今から障がいの関係の間で考えていく必要があるのではないかと思います。特に、特別支援学校はスポーツと農業に特化すると。詳細はまだまだ出てくると思うのですけれども、結果的にはそこで習得したものを社会に出て発揮するには、温かく迎えてくれる場所と機会が必要だと私は思うのです。そこから、農業関係者から幅広く提言と意見をもらいながら、学校や施設と連携しつつ市としてどのような対策を講じられていくのか、考えを伺いたいと思えます。

○酒井博明社会福祉課長 障がい者の就労、雇用につきましては、日体大特別支援学校高等部の開校もありまして、いかに就労先の拡大を図っていくかということを考える必要があるというふうに認識しております。

こうした中にありましては、第一に市民の障がいに対する理解を深めていくということは非常に重要ですし、その上で、現在、障がい者の就労を受け入れている業種に捉われず、農業関係者なども含めて、幅広くその可能性を探っていく必要があるというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 今のおりだと思えるのですけれども、やはり農業に特化することになりますと、それなりに地元に着定するだとか、雇用もしっかりと確保されるということがなければならぬと私は思います。

一つの参考例としまして、道北の剣淵町で進められている農業と福祉の連携も一つの参考例になるのだと思います。これは、1月24日にテレビ放映されました。この番組そのものが北海道の農業について非常に愛着を持ちながら、農業の可能性も含めて番組制作されているのですけれども、この剣淵町では、地元産の野菜からドレッシングをつくる一次加工を地元の障がい者施設に委託しているところから始まりまして、いろいろ展開していました。農業と障がい者の施設がタッグを組んで地域の農産物の付加価値を高めて、同時に障がい者の方の雇用を生み出すという取り組みが紹介されていきました。これらの農業の放送のスタッフが各地を回って農業を紹介しているのですけれども、この取り組みについては非常にびっくりした

り、感激したりしていました。

私は、そういう例を一つの参考例として幅広く集めて、農業を取り巻く環境の地域差や、障がい者を取り巻く環境も本当は一樣ではないと思うのですけれども、参考にして、いま一歩障がい者の担当として踏み込んでいくべきときではないかと思えますけれども、いかがですか。

○酒井博明社会福祉課長 委員から剣淵町の例を挙げていただきましたが、昨年11月に網走桂福祉会が主催いたしましたして、市や網走市障がい者自立支援協議会などが共催で行いました、障がい者就労支援セミナーというものを行いました、このときに、静岡県浜松市で障がい者20名を雇用して農園を営んでいる京丸園という会社の鈴木社長にお越しいただきまして、講演会を実施いたしました。私たちも大変勉強させてもらったのですけれども、一次産業が基幹産業である網走市におきましては、今後、障がい者就労の職域を拡大する上でも、非常に参考になるものでございました。

委員御指摘のとおり、農業も含め、今後、障がい者就労の職域の拡大について検討してまいりたいと考えております。

○飯田敏勝委員 日体大の松浪理事長は、網走の自然環境なり、農業を含めた環境なりに着目して、スポーツと農業に特化したのではないかと私は思うのですが、そういう意味からも、今言われたそういう取り組みの事例なりを、もっといま一歩踏み込んだ形での政策立案を期待して、この質問を終わりたいと思います。

最後になります。静湖園の民営化についてです。

代表質問で伺いました。御答弁はいただいたのですけれども、道との協議などの施設整備の経過はわかったというか、そういう経過だということですか。私はここでまず一点聞きたいのは、補助が受けられるとわかった時点で、所管委員会に図られなかったのかどうか、図ることができなかったのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○石川進静湖園長 静湖園の民営化についてでございますが、新しい施設の建設に当たりましては、北海道に平成28年度の補助事業として要望しておりました。しかし、昨年11月末に北海道より、平成27年度から平成29年度の3カ年の補助金額の枠の中で、網走市の養護老人ホームの建設につきましては平成27年度になるということで、補

助事業が実施できるかという問い合わせがございました。市としては、短期間のために議会、地域説明、職員の問題等もございますことから、慎重に検討を重ねてきたところでございます。ただ、平成27年度の補助金を活用しないと平成30年以降の建設となることから、さらに現施設の老朽化が進むこととなりますので、平成27年度、平成28年度の2カ年で建設することとし、北海道の補助金対象になるようにすることといたしました。

結果、急遽平成27年度に建設するとの計画になりましたことから、建設に当たってのスケジュール調整や課題の整理をするのに時間を要してしまい、生活福祉委員会の説明につきましては2月になってしまったということでございます。

○飯田敏勝委員 経過はわかるのです。静湖園は設置条例で建設され、運営されています。条例事項にかかわることが、議会の時間がなかったということではなく、協議事項に入るか入らないかという問題があったと思うのですけれども、その辺はどのような認識だったのですか。

○石川進静湖園長 先ほども答弁させていただきましたが、とにかく急遽建設が決まったことから、2月ということになりまして、それで所管の委員会に報告という形でさせていただいたところでございます。

○飯田敏勝委員 報告といってもその他の事項での報告で、御答弁でも第3期の行政改革の計画に記載していると、民設民営化する施設として記載しているからというような理由で、これは直接議会の協議の中では議論されると思うのですけれども、ここで問題なのは、二元代表制として今回の議会で議会基本条例が制定されました。

今求められているのは、議会がどんな役割を果たすのかということなのです。特に議会の役割というのは、今さらそんなことわかるというのですけれども、やはり設置条例にかかわることですから、これが規則だとか要綱だとかであれば行政でつくれると思うのですけれども、条例は議会の議決によって設置されるものですから、条例の改廃にかかわることは優先すべき課題だと思います。議会の役割として、「市町村の政治や行政の基準であって、住民に義務を課して権利を制限する条例を制定する」この立法機能が議会の一つの生命なのです。だからこそ、条例事項に関しては必ず理事者は諮らなくてはならないのだと。

もう一つは、機関対立関係にあるのです。行政を抑制して監視することが、行政のチェック機能と言われていています。今回のやり方でいくと、チェックできないのです。なぜかという、スケジュールはさきの委員会で聞きました。事業者募集が2月下旬から3月下旬、事業者決定が4月上旬から中旬、事業着手は8月中旬、聞きますと事業者募集はもう始まっているといます。道の予算が選挙のため暫定で、知事が決まってから第2回定例会で決まると。市としては、補正になると思うのです。

建設の前の報告だけで終わってしまったら、公設の施設が民営化になると、公設ではなく民設で建てるということになると、条例事項ですから相当な方向転換ですよ。それを議会の中でしないでどこですか、報告だけで終わらせる問題かということが一つと、やはり委員会主義ですから、うちの委員会は今三つあります。ましてや、委員会のその他の報告で、ほかの委員がそこに入っていない会派とか議員がいたら、この問題に関して質問できるとしたら大綱質疑も何もないのです。全くの委員長報告に対する質疑をするかどうかと、ましてや委員長がその報告をしなかった場合には、平成27年度の補正の段階での質疑になり、もう建設業者が決まって工事が始まる前ということになると、議会の役割は相当後退すると思うのです。だからこそ、委員会での協議、質疑が必要不可欠なのです。

今の市長もわかっていると思うのですけれども、私が議員になる前は、いわゆる事前協議を前提とするような委員協議会制でした。そういうのであれば、今のようないやり方もある程度正当性をもって論じられると思うのですけれども、今の委員会主義になった時点でのやり方としては、相当乱暴な手法だと思うのですけれども、その辺に関して、園長というのはそこまで言えるかどうかかわからないので、まずは部長にお聞きしたいと思います。

○酒井信隆福祉部長 先ほど園長からも答弁がありました。本来、平成28年度に建設を考えておりました。ただ、平成27年で果たしてできるかどうかという部分も、本当にせっぱ詰まった部分で検討しなければならないということで、ただ、やはりやる以上はきっちりしたものをつくっていききたいということで、ぎりぎりまで先ほどお話が

あったようにスケジュール、課題等を整理しまして検討して、2月20日という委員会ぎりぎりまで本当にできるかという状況でした。

ただ、やはりこれが先ほどお話したように、平成27年から平成29年の計画の間にできなければ平成30年以降、果たして平成30年に本当にできるのかという部分もございます。その辺を踏まえて考えますと、市民の方々、それから今まで議員の方々からも静湖園の方向性はいつ出すの、というような問いもございました。やはりそうすると、皆さんが待望をしている新しい養護老人ホームを建設するという事は、網走市民全員が望んでいることではないかというふうに判断をさせていただきました。

それで、私たちのことを言うのははばかりられるのですが、事務方もこの平成27年の建設というのは、ほかの養護老人ホームの方々とか行政にお話を聞いたら、本当にそんな期間がなくて行政でできるのか、というような心配もされたところがあります。ただ、やはり、市民が望んでいる部分を今やらなければ、いつやるのというような部分もございますので、本当にぎりぎりの2月20日というところまで協議をさせていただいて、その他ところで報告をさせていただいたのは、皆さんには期間がなくどう審議するのと言われてもいたし方ないところではございますが、その辺は御理解をさせていただきたいと思えます。

○飯田敏勝委員 全然理解できないのです。やるからにはきちんとしたものをと言ったのです。そこに議会がどうして入ってこないのですか。住民の負託を受けた議会、うちは委員会制をとって生活福祉委員会ですが、そこでどうしてわずかな議論でもできなかったのか。私たちは確かに民営化そのものについては、さまざまな意見も持っています。しかし、議論の中でいろいろこなれていって、最終的には意見は分かれてもそういう方向にいくかもしれませんし、さまざまな議論がなされて初めていいものができていくのではないかと。時間がないから議会に報告しなくて市民が要望していたからやむを得ないというのは、乱暴に言ったら、まるっきり議会というのは要らないというようにとれると思うのです。だからこそ、ぎりぎりのところで議会に報告して議論をする時間というものは、私はあったと思うのです。

やはり手法そのものは、議論してこそいいも

のが生まれて成熟していくと思うのです。不毛の議論等いろいろあるのですけれども、そうじゃなしに、議論することによっていいものが生まれていくということなのです。結果的にはそういうような事態になって、最終的には二定で補正を組んだときには、後は設計段階でのどうのこうのとか、本当の小手先の議論しか私はできないと思います。次からは、二委員会制になるということも決まっています。そうなりますと、結果的にかなり守備範囲も広いと思います。

それともう一つ、呼人地区の方に説明があったと、御答弁ではこれから作業開始の前にしたいとあったのですけれども、事前に説明をしているのではないですか、ちょっとその点を確認したいと思います。

○石川進静湖園長 呼人地区への説明についてでございますが、呼人地区への説明に当たりましては、対象者をどうするべきか等を、連合町内会の会長と相談してまいりました。その結果、連合町内会の会長さんのほうから、連合町内会の役員会があるのでその場で説明してほしいという要望を受けました。ただ、その役員会が委員会20日の前日ということだったものですから、連合会の役員会の席上は、整備方針ということではなく市の基本的な考え方として説明させていただきました。また、その説明の席上、今後必要であれば、単位町内会等においてもお話をさせていただきたいということをお話しております。

また、呼人第一町内会というのがございまして、静湖園のある場所の町内会なのですけれど、そこにつきましては、その役員会の席上、地元ということなので別途説明が必要ではないかという御助言をいただきましたことから、呼人第一町内会の会長と相談しまして、去る3月7日土曜日の呼人町内会の役員会の席上、説明をさせていただきました。また、その席上でも、今後必要があれば町内会の総会等でもお話をさせていただきたいというお話をしております。

○飯田敏勝委員 私も町内会の役員をやっています。役員会そのものというのは、やはり町内会の総会に次ぐ議決機関ですから、ほとんど町内会の意見を代表するというように私は捉えていると思うのです。そこで事前に話したら、やはり話したということになっているのです。議会の前に呼人の町内会に話したことが悪いと言っているのではな

いのです。当然話さなければならぬけれど、議会にもその前にしっかりとその他でなしにやはりきちんと説明して、短い時間でも議論をして、いい方向に持っていったと思うのです。

最後になりますけれども、もうそういう形で進んでいるのですけれども、今後、やはり議会と理事者との関係というものは適度な緊張関係を持たなければならないと、議会基本条例でも決めています。私は議員生活16年の中で、以前にも非常に残念なことが一つありました。街中にあります今の市営住宅の借り上げ住宅の議論の中で、理事者が補正の補正ということはないと陳謝しました。私はそういうような真摯なやりとりの中というのが、いい議論が生まれてまちづくりにいい方向へ向かうと思うのです。

今でさえ、二代表制と言いつつ、首長いわゆる理事者側のほうが権限が大きいのです。なぜかと言うと、議案提出をして仮に議会が過半数をもって否決されても、再議を再提出すれば3分の2の賛成がなければ議会は幾ら否決してもだめだということがありますし、議会招集権についてもそうですし、さまざまな面で私はまだまだ市長の権限のほうが強いと思います。しかしながら、やはり議会は今言った条例を制定する場所ですから、条例の立法機能と、もう一つはチェック機能、いわゆる抑制とチェックする機能がないと、例えいいものであってももっとよくなないと。今回のことを通じて、いいものだから議論なしに通すのではなしに、議論することによってもっといいものにしていくという姿勢を理事者側に持ってほしいと思うのですけれども、最後に市長に御答弁を願います。

○水谷洋一市長 飯田委員からいろいろと提案に対する質疑のあり方も含めて、お話がありました。

私は、落語家の柳家花緑さんに「謙虚な心が全てを見通す力となる」という色紙をいただきまして、まさにそうだというふうに思っております。私たちは、状況が整って条例案を出し、予算案を出す。この予算案につきましては、今、道の選挙もある、二定である、骨格予算である、後は地域の住民の合意を得ると、こういった作業の中で予算案を提出し、条例案を提出するという形の中で、私たちは提案をさせていただくということがあります。

よいものをもっと議論したらどうだ、というお話でありました。これは私のほうからどうこうというお話は、やはりそちらの立場にいたときはいろいろあるのでしょうかけれども、こちらの立場になったときには、これは議会の中で決めていただくお話であるというふうに思っておりますので、私も議員の経験から言いますと、そういったことは委員会の閉会中審査の場とか、さまざまな議論の場というのは議会の中の権能の中でできる話で、私たちがどうこうという話ではないというふうに思っております。ですから、そこは議会基本条例に基づきまして議会の中でさまざま御議論いただきながら、私たちに御提言、御提案をいただければと思うところであります。

改めて、「謙虚な心が全てを見通す力となる」と、これは私の信条だというふうに思っておりますので、今後とも質疑を通して信頼関係を得ながらいいまちづくりをしていきたいと、このように思っております。以上です。

○飯田敏勝委員 御答弁ありがとうございます。議会の側も自覚を持つということで、私も議会の権限の中での自覚も、今後一層努力しなければならぬという思いで、質問を終わりたいと思います。

○渡部眞美委員長 次。

○栗田政男委員 私も静湖園のことについてお尋ねをする予定だったものですから、飯田委員のほうから前段の議会側に対する提案の仕方についての議論があったと思います。

委員会のほうでも、それについては非常に活発な意見交換がされたように記憶をしております。私個人的には、議会運営と行政の運営の仕方の中で、市長が今言われた答弁の方向性も当然わかりますし、私個人的に思うには、どうしても行政側というのは予算がついて初めて物事が進むような順序がありまして、それを8年間こういう議員という形の中でやらせていただいたときに、最初の方向性は当然市長が権限を持って進めるわけですが、その中で、もし我々議会のほうとしても、それに参加をしてよりよいものができるような関係をつくっていければ、行政システムというのはいい形になるという気がしていますし、今後のことですから、私たちも選挙がありますのでここで明言はできませんけれども、そういう方向性を持ってよりよい二元制の形をやっていききたいとい

うふうに個人的には思っております。

それでは、老人ホームなのですが、静湖園については水谷市長が存続をしていくということを明言されて、私もその心強い決意に非常に期待をしていた一人であります。今までの議論とは別に、今後の話として、私は今回の上程に関しては、本当によくやってくれたという立場であります。代表質問の中でも私は質問しましたがけれども、網走にいる人たちの中でやはり終の生活、最後にどこに住んでどういう生活をするかということ、高齢になればなるほど非常に不安に思っている方が多いということを実感しております。そこをきっちりと市が対応しない限り、やはり安全で安心なまちなどということは簡単に言えないのではないかとこのように私は思っておりますので、静湖園の話については本当にいい形で、皆さん思いというのは同じで、私たちも見に行っても中に入るのがためられるような環境にあって、何とかなくてはいけないということで、ここでやっと光が見えてきた。このことについては、本当に敬意を表したいというふうに思っております。

そういうことを踏まえながら、2月20日の生活福祉委員会の中で、詳細については説明をいただいております。再度確認になるかもしれませんが、現在は市が運営している養護老人ホーム静湖園についての今後の方向性について、何点かお聞きしたいと思います。

まず基本的なことなのですが、この養護老人ホーム、説明にあったとは思いますが、何名に入所していただいて、その中で要介護者、要支援者という方は何名いらっしゃるのかという現況を、再度教えていただきたいと思っております。

○石川進静湖園長 静湖園のただいまの入所人員でございますが、現在20名が入所しております。そのうち要介護者が13名、要支援者が5名となっております。

○栗田政男議員 つまり今の設備というのは、介護保険の対象になっている設備という捉え方でのよろしいのでしょうか。

○石川進静湖園長 今の静湖園につきましては、介護認定者は基本的には受け入れない施設でございますけれども、当初入所した方が長年入所していることによって、介護認定になった方はいらっしゃいます。そういうこともございますので、新しくする入所施設につきましては特定施設という

のですけれど、要介護認定の軽い方も入所できるような施設整備というふうに考えております。

○栗田政男議員 たしか今のところ要望として待機者はないような状況ということを知っていたのですが、次の施設の概要という形で予定されているところを見ますと、50名のキャパシティを持ったものをつくりたいということなのですが、この辺の差異と言いますか方向性というのは、当然シミュレーションした中でこういう数字が出てきていると思うのですが、この辺についての見解はどうでしょうか。

○石川進静湖園長 新しい施設の定員についてでございますが、現静湖園は老朽化が著しく、市街地から離れているということから、どちらかというところ敬遠傾向にございます。そうした中、施設が新しくなり市街地に近くなることによりまして、入居希望者がふえるという予想をしております。また、今後整備する施設は先ほども言いましたけれど、軽度の要介護者も対象とすることから、今後の需要は50名程度あると考えております。

○栗田政男委員 市街地地区に大曲地区ですから、今の呼人のような場所からするとかなり市街地に近いということで利便性が上がるということなのですが、私個人的には現在の場所はすごくすばらしい場所だと思っているので、今後の活用の話も委員会の中でおっしゃっていましたので、ぜひとも有効ないい形で、逆に言うと民間のグループホームとかそういうものには適した土地なのかと、土地の面積的なキャパシティも見ると、簡単な家庭菜園ができるような施設も可能なのかということで、それは今後の検討ということですからお願いをするということで、そこで、今回大きな変換点として民設民営化ということでもあります。この辺について、なぜ市の直営から民設民営という形に変更するのかという、その理由を教えてください。

○石川進静湖園長 民設民営の理由でございますが、先ほどもお話ししましたが、軽度の要介護者が入る施設にするということがございまして、そうしますと、今の静湖園では、実際に介護認定者も若干みているのですけれども、本当の意味での介護支援という形はできていない状況でございます。

そういう中で、今ある民間社会福祉法人におきましては介護認定事業をやっているところがござ

いますので、そういった知識やノウハウを活かして整備することが望ましいと考えまして、民営化するという方針をとっております。

○栗田政男委員 福祉施設ということなので、余りコストのことを申し上げると語弊があるのかもしれませんが、民営化によって市が単独で今までのように管理することよりも、コストの面でメリットというのではないことなんでしょうか。

○石川進静湖園長 コストの関係なのですけれど、平成25年度の決算で一般財源が6,000万円ほど投入されているのですけれど、その大きな要因としましては、まず施設が古いことによる光熱水費の増というのもございます。また、確かに人件費も市直営でやっていますので、若干高いというところがあるのですけれど、それらにつきましても民営化することによって、民間の努力によって経費も抑えられて、今よりはコスト的には下がるのではないかと考えております。

○栗田政男委員 市長の方針の中でも、民間にできることはどんどん民間委託をしていくという方向性は、これからも続けなくてはいけないことですので、よくなることに関して何も問題はないわけですから、どんどん積極的に進めてほしいことなのですが、民間単独でやるとなると、施設をつくるに当たって一番大変なのは資金繰りなのです。企業というのは、やはり資金繰りが大変なのです。

公的な施設が今回も道の補助金、国の補助金等を活用しながらということですから、資金繰りの部分では本当に楽をすると言っては変な言い方なのですが、一般に我々がやるよりは非常に有利な形で進められるのです。それが、行政がやっていく最大のメリットなのです。

企業だと思ってしまうのですが、グループホーム等を我々が単独でやるとなると、資金繰りに苦慮するということがあって実際はやれないという、ハードル、壁を越えられないというのが、今回はそういう形で積極的にその辺を支援していくことでもあります。

ぜひともしっかりとやっていただきたいのと、もちろん市が管理をしなくてはいけないというところから全部やらなくてはならない法律になっていますね。そういうことも含めて市が丸投げをするわけではないと思うので、ただ心配されるのは、運営上民間になったときに、赤字が出な

いシステムというのは確実に担保されることなの
でしょうか。

○石川進静湖園長 新しい施設になったときの運
営につきましては、まず養護老人ホームは措置施
設ですので、入所する人の出身市町村が給付に基
づいた措置費を施設に支払う形になります。その
ほか、今回介護認定者を受け入れる特定施設とい
うことになりますと、介護サービスに対する施設
のサービス料もその施設に入ることになりますの
で、運営につきましては赤字が出るようなことは
ないと考えております。

○栗田政男委員 安心して、網走のこれから本当
に大切な核となる、シニアと言えはいいのでし
ょうけれども、日本語的には老人という言い方がす
ごく暗いイメージがあるのですけれども、そんな
中で終の棲家、網走というこの地でしっかりと安
心な暮らしをしていただける大切な場所になる
というふうに私も信じております。

最後になりますけれども、こういう事業です
から公募をするのですが、社会福祉法人の資格が
ないとこれには参加されないと思うのですが、当
市においては資格を持っている法人というのは何
法人で、差し支えなければ、どことどこがある
ということを教えていただければと思います。

○石川進静湖園長 網走市における社会福祉法
人の数でございますけれども、五つございます。そ
のうち、四つが介護保険サービスを実施している
法人で、一つが網走市社会福祉協議会、二つ目に
レインボーハイツを運営しております網走福祉協
会、三つ目は、いせの里を運営しております網走
愛育会、四つ目で、はまなすの運営をしております
緑明会がでございます。そしてもう一つ、知的障
害福祉サービスを行っているサンライズ・ヨピト
を運営している網走桂福祉会で、計五つの社会福
祉法人がでございます。

○栗田政男委員 どの法人もいろいろなノウハウ
を持ってしっかりとやっつけられている、ど
こがやられても必ずいい形になると思います。

質問は終わりますけれども、静湖園だけでな
く、今、当市において、最後に何か人の助けを必
要とされる状況になったときに行く場所、最後の
安心して暮らせる場所が、やはり自宅であれば
いいのでしょうかけれども、なかなかそれは自宅の環
境の中で最期までいるというのは難しいと思いま
す。その辺の不安を多くの市民の方が抱えており

ます。老老介護の件も含めてその不安があるから
こそ、何かモヤモヤしながら明るい生活ができな
いような世帯が結構網走の中には多いし、我々も
今時期ですからいろいろな個別の住宅を回しま
す。そういう中で、そういう要望が本当に多いの
も事実です。そこをしっかりと行政として担保し
てあげないと、やはり網走が地域としての中核に
なり得るようないいまちにはなれないのではない
かと。

私が思うのは、確かにそういう人たちを我々働
いている現役世代が支えるのは、大変なことであ
ります。しかし、その人たちが今の豊かな日本を
つくってくれたという原則があるのです。それを
しっかりと我々は考えながら、感謝しながら、こ
ういうことに取り組んでいかななくてはいけないの
が、行政の使命だというふうに私は感じますの
で、ぜひともこの辺を含めてしっかりとやっつけ
ただければというふうに思います。以上です。

○渡部眞美委員長 ここで、暫時休憩をいたしま
す。

午前10時52分休憩

午前11時02分再開

○渡部眞美委員長 休憩前に引き続き、再開をい
たします。

質疑を続行いたします。

○金兵智則委員 それではまず、障がい者総合支
援訓練等給付事業についてお伺いしたいと思いま
す。

先ほども議論がありましたけれども、一般就労
へ向けては、就労継続支援事業、就労移行支援を
通じて一般就労というのが、基本的な流れかとい
うふうに思いますけれども、今回、平成27年度予
算を拝見させていただいたときに、昨年度と比べ
るとふえているところ、減っているところ、予算
額で大きく変わっているところがありますけれど
も、この辺の内容についてまずお伺いしたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 障がい者総合訓練等給
付事業につきましては、大きく四つの事業がござ
います。その変動した内容でございますけれども、
まず初めに自立訓練等給付事業でありますけれ
ども、平成27年度予算では341万5,000円として
おりまして、平成26年度予算で160万7,000円、比
較しまして180万8,000円の増となっております。
これは今までの利用者1名から2名に増加したと

いうところによります。

次に、就労移行支援給付事業であります。この事業につきましては、平成27年度予算で860万円としておりました、平成26年度予算1,921万7,000円に比べまして1,060万7,000円の減となっておりますが、これはサービスを受けていた7名のうち5名が就労移行の支援B型のほうに移ることなどによりまして、利用人数が減少したためでございます。

次に、就労継続支援給付事業であります。平成27年度予算では1億0,736万9,000円としておりました、平成26年度予算9,849万円に比べまして887万9,000円の増となっております。これは特別支援学校等を卒業して網走に戻ってきて就労B型を新たに利用する者を含みまして、利用人数が増加したことなどによります。

次に、共同生活援助給付であります。いわゆるグループホームでありますけれども、平成27年度予算で1億5,561万5,000円としておりました、平成26年度予算8,587万1,000円に比べまして6,974万4,000円の増となっております。これは国の方針などもありまして、長期で精神科の病院に入院している方が退院して地域のほうに戻るということで、グループホームに入居するというのを今推奨しているということもございまして、グループホームの増加の要因となっているものでございます。また、新たに市内に平成27年度に1施設が建設されまして、9名分が増加することも見込んでおります。特に、グループホームですけれども、全道的に入所支援の施設が飽和状態にありまして、グループホームが実質、施設としての役割を果たしていることもありまして、入居者が増加しております。今後もこの傾向は続くものではないかというふうに考えております。

○金兵智則委員 細かい御答弁、ありがとうございました。

うちの会派といたしましても、精神科を退院されて地域で受入体制ということに関しては、強化してほしいということをお願いしてきていると思いますので、この共同生活援助給付事業がふえたことに関しては、いいのかなと思います。

就労移行支援給付事業については人数の減と、逆に就労継続支援給付事業については人数の増と、予算を見させていただいている限り重い障

いの方が多いというイメージがありますけれども、市としてこの予算額を見たときに、現状はどのような状況かということについて見解を伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 予算の現状を見ていきますと、やはりグループホームに入居する方がふえているというのは、歳出をふやす要因になるのかと思います。総合支援法のサービスでは、グループホームに入ると夜間のケアはグループホームで受けるのですけれども、日中は、例えば就労支援施設を使うとか、あるいは生活介護を受けるとかで、日中の生活と分離して入居している方が行動されるわけですけれども、この施設の入居者によって、やはり日中生活分も比例してふえてくるということはあるかと考えています。

○金兵智則委員 この支援事業を使って、順次一般就労へというふうに流れていってほしいと思いますが、先ほども就労の話で農業関係についても門戸を広げていきたいというような御答弁もありましたけれども、今年度からだったと思いますが、就労先の確保という面に関しても市として強化してきているというふうに理解してきていますけれども、現状はどのようになっているかということについてお伺いしたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 実際に日中就労されている方というのが、就労支援B型とかA型で就労されている方が多いということで、特に知的障がい者及び精神障がい者は、一般就労につながりにくいという状況がございまして、スーパーの惣菜担当などとして勤務していますけれども、通常肢体不自由の方は一般就労もできるのですけれども、知的障がい者や精神障がい者については、まだ門戸が狭いというふうに考えておりますので、新年度において実施する調査事業等を踏まえまして、それを拡大していきたいというふうに考えています。

○金兵智則委員 御答弁理解させていただきたいと思いますが、先ほども日体大のお話もありました。就労に関しては、やはり今後きちんとした整備が行われていくよう推移を見守りながら、違う場面でもまた議論を進めていきたいと思います。

次に、廃棄物処理についてお伺いをしたいと思います。今年度の予算を見せていただきました。一般ごみ収集運搬事業及びリサイクル資源物収集事業が、ここ数年で顕著にふえてきているという

状況になっております。今年度に関しまして言えば、生ごみ分別堆肥化検証事業をやったからということでもないというふうに思いますし、ごみの量が減ってきているということは、そういう認識であったのですけれども、またごみが減ったからこの金額が下がるというものでもないと思いますけれども、金額的に結構大きな額が予算として増額になっているというような感じがします。状況についてお伺いしたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 ごみの収集と資源物収集事業費の増額についてのことではありますが、今、委員のほうからお話がありましたとおり、一般ごみにつきましては、平成16年度の家庭ごみの有料化以降、順調に減少を続けている状況であります。また、資源物におきましても多少波はあるのですけれども、こちらにも減少傾向にあるという状況でございます。

しかしながら、こちらの事業費におきましては、ごみの収集量では変わるわけではなくて、必要な収集人員、作業員ですとか収集車両、燃料費等の金額を細かく積み上げて積算をしているものでございます。

基礎となる単価は、国土交通省が定めております労務単価ですとか、その時点での車両の燃料費ですとか、車両損料を基本的に使っております。そういった単価がここ数年上昇しているということで、こちらの事業費が上がっているという状況になっております。

○金兵智則委員 車の燃料代、人件費が積み重なって値上がりしてきているということは、昨今の状況を見て、いたし方ない部分もあるかと思えますし、分別堆肥化検証事業をやったから上がったわけでもないということについては、理解させていただきたいと思えます。

それで、堆肥化検証事業なのですけれども、来年度新たに、またもう1回検証事業を始めるということでもあります。今回は駒場と川向地区で行われるということでしたけれども、基本的に今年度やったことをベースに行われるのだと思いますけれども、まず、時期は、前は9月から11月だったというふうに思いますけれども、来年度行われる検証実験の時期についてお伺いしたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 来年度の予定時期は、7月から9月ということで、夏の暑い時期にやり

たいということで考えております。

○金兵智則委員 7月から行われるということですので、地域への説明は前回は踏襲すると4月ぐらいからもうすぐに始まるのかと思いますけれども、今年度行われた堆肥化事業でさまざまなアンケート調査もされたということで、新聞にも載っていたと思います。その辺で、今年度の検証実験を踏まえて、来年度に行われる部分では、こういった部分について違うのだという部分があれば、お示しいただきたいと思えます。

○梅津義則生活環境課長 来年度行う部分で大きく違うところは、収集車両を平成26年度はパッカー車という特殊な車両を使って実施したわけですが、来年度は平ボディ車というごく普通のトラックにごみ箱を積んで、そちらで収集できないかというようなところを検証したいというふうに考えております。

○金兵智則委員 車についての検証が、一つ加わる。車を変えてどうなるかということも、なおいに関しては気になるということもありませんけれども、そこもあわせて検証するというような理解でいいのかと思いますけれども、そのほか袋の提供方法ですとか、市民への周知、袋は多分黄色い袋をまた使われるのかと思えますが、その辺については変わらないということによろしいですか。

○梅津義則生活環境課長 袋につきましては、黄色い袋を昨年度と同じようにつくりまして、それを各家庭に戸別に配布を行う予定をしております。

○金兵智則委員 今年度検証されて見えてきた部分もあるかと思えますけれども、この2年を踏まえて検証をもう一度されるのか、今年度も検証はある程度されていると思えますけれども、その辺の状況について担当課の見解がありましたら、お伺いしたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 今年度の事業であります、大きく目的としては何点かございます。

まず最初に、施設整備に向けて生ごみ堆肥化施設を整備するという、生ごみを分別することを住民に知っていただくですとか、八坂のごみ処分場を延命するですとか、シュレッダーくずが副資材として使えるかどうかといったようなこと、先ほど言った黄色いごみ袋でカラス被害がどうなるかといったこと、ほかにも検証したい

ことが多々あって行ったわけですが、おおむね予想していた部分もありますし、予想していなかった部分もあったのですが、おおむね良好に推移したと考えておまして、今後の生ごみ堆肥化施設の設置に向けて、来年度以降という話もありましたけれども、その辺はまた平成27年度の状態を見ながら判断をしていきたいと考えております。

○金兵智則委員 だいたい検証結果については、予想の範囲内だったというような御答弁だったかと思っておりますけれども、それでも今年度もう一度実施して、さらに検証結果を高めて生ごみ分別収集事業に取り組んでいこうということだと思いますので、今年度の事業の成果についても推移を見守りたいと思っております。

続きまして、看護師・薬剤師確保対策事業についてお伺いします。この事業は、今年度から始まっている事業だというふうに思います。予算金額的に今年度と来年度、同じ金額が計上されておりますけれども、まず今年度の実績についてお伺いしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 近年、医療ニーズの多様化が高まるとともに、看護師・薬剤師などの医療従事者が不足し、救急医療を含めた医療体制に深刻な影響が生じることが懸念されるということから、市内の医療機関におきましても看護師の不足、看護体制の確保に苦慮されているという状況をお聞きしまして、医療提供体制の充実・強化を支援するものとして取り組んでおります。今年度の実績につきましては、三つの医療機関におかれまして、薬剤師1名を含めた62名の方に御利用いただいております。

○金兵智則委員 たしか1人当たり月2万円で年間24万円を70人分ということで予算計上だったと思いますので、おおむね良好かと思っておりますけれども、来年度見込みがもうおわかりでしたらお示しいただきたいのと、昨年度の予算委員会でもお話させていただきましたが、この1人月2万円という金額についてちょっと微妙じゃないかと、たしか試算的には時給800円のアルバイトを週3日、2時間という計算方法だということだったと思いますけれども、これをもう少しふやしてほしいというような要望があったのか、その辺についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 申しわけございません。来年度の見込みといたしますと、予算の見込みとい

うことでしょうか。

○金兵智則委員 来年度は来年度になってみないとわからないのかと思いますが、大体おおむね70人をめどにということでやられているのだと思うので、多分70人ぐらいいはいるのかというふうに思っていたのですけれど。

○林幸一健康管理課長 委員のおっしゃるとおり、70名の御利用を見込んでの予算組みとなっております。

補助の2万円に対してのお話ですが、特に増額に対してのお話はいただいておりませんので、このまま継続できればということと考えております。

○金兵智則委員 理解いたしました。たしか奨学金に加えてこの補助が当たるというようなことだったと思いますので、その辺で皆さんに理解していただいているのかなというふうに思います。

また、人材不足の問題に関して、取り組まれております。以前から、会派としてあらゆる場面で言うておりますけれども、在宅医療の重要性というのが増してくるのではないかというふうに毎年言わせていただいております。診療報酬改定の中でも、在宅医療を強化するということがはっきりと見受けられたと思いますので、この辺の在宅医療の方向性についてももし見解があれば、お願いをしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 在宅医療の関係に関しましては、斜網地域また北網地域の検討会議等におきまして、今後の重要な課題になってくるであろうということで、これから取り組みを協議していかなければならないというお話が各自治体からも出ております。

在宅医療の関係は、医師の確保等の問題もございまして、この辺は十分に近隣市町村とも協議を進めながら、また医療機関とも連携を図りながらの進め方になるかと思いますが、あわせて介護福祉サイドとも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 医師を含めた医療従事者の不足というのは長年の懸案で、今後、一朝一夕に解消されるものではないということは私も理解しておりますし、在宅医療については、別の機会に議論させていただければと思っております。

続いて、子どもインフルエンザ予防接種助成事業についてであります。これにつきましては、子

どもがインフルエンザにかからないようにという
ことで、これは昨年から始まって来年度で3年目
になるかと思えます。まず、昨年度の接種状況と
効果について、どのように捉えられているかお伺
いしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 この事業に関しまして
は、平成25年度より実施しているところでござい
ますが、インフルエンザの感染予防、重症化を防
止し、学校などの集団における感染の蔓延を予防
することにより、学校・学級閉鎖を防ぐことを目
的に実施している事業でございます。

接種の状況についてでございますが、接種の回
数が1歳から12歳までが2回、13歳から15歳ま
でが1回の接種でありまして、取り組みを始めまし
た平成25年度におきましては延べ6,093人、今年
度におきましては、前年度ほどインフルエンザが
流行しなかったこともございますが、延べ5,706
人の方が接種されております。

次に、効果についてでございますが、こちらは
小中学校における検証となりますが、今年度にお
きましては小中学校合わせまして、罹患者数が62
名と少なかったところでございます。平成24年度
と平成25年度における検証では、平成25年度は全
道的に見ると小中学校における罹患者数が約5万
人、平成24年度は約1万7,000人で前年度より3
万3,000人ほど多く、オホーツク管内においても
前年度より約1,000人多いという状況でございま
した。

当市の小中学校における罹患者数は、平成25
年度約450人、前年度より150人ほど多い罹患者
数となっております。中学校におきましては、罹患
者数は前年度より57人多い中で、休校は1校延べ
4日間休校、学年閉鎖・学級閉鎖はなかったとこ
ろであります。小学校におきまして罹患者数は
前年度より90人多い中で、休校が1校減、学年閉
鎖が2学年の減、学級閉鎖が1学級減となってお
り、学年閉鎖などにおける延べ日数も減少してお
ります。こうしましたことから、前年度と比較し
ますと罹患者数が多い状況ではございましたが、
重症化を防ぐといった意味では十分に取組んだ
効果があったと思っております。

○金兵智則委員 私自身も、今シーズンは学級閉
鎖・学年閉鎖、学校が休みになるという話は余り
聞かないと思っていたところなので、一定程度の
効果があるというふうに思います。

それで、インフルエンザの予防接種なのですけ
れども、昨年もお伺いさせていただいておりま
す。1歳から15歳までが対象年齢というふうに
なっております。インフルエンザは、6カ月以降
は受けられる状況となっております。日本では、
なかなか1歳以下では抗体ができづらいから効果
が余りわからないといったようなこともあって、
1歳以上というふうに網走市としてもしているの
かと思えますけれども、自治体によっては6カ月
以上ということになります。また、予算的には多
分、6カ月から1歳の子どもをふやしても十分予
算内でやっていけるのではないかと思いますけれ
ども、予測ということになると思いますが、1歳
未満の対象人数がどれぐらいいらっしゃるか、も
しわかればお答え願いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 1歳未満ということなの
ですが、おおむね出生の関係は300人程度とな
っております。6カ月ということであれば、簡単
に言えば150人程度になるかと思えます。

○金兵智則委員 150人がもし2回受けられて
も、300回がふえるのだと思います。昨年度は前
向きな御答弁をいただいていたというふうに思っ
ていたのですが、今年度も1歳以上だったという
ことですけれども、その辺についてどのような見
解があってこうなったのかお伺いしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 6カ月児からの接種につ
きましては、専門の医師にお話を伺いました。1
歳までのお子さんはまだ母体の免疫を備えてお
り、ワクチン接種を受けることによる効果が薄い
ことから、接種についての積極的な勧奨はしてい
ないということでもございました。こうした助言も
ございましたことから、引き続き現行の対象のま
まインフルエンザにおける助成を実施するととも
に、重症化の防止、感染拡大の防止効果の観点か
ら、予防接種の助成事業について周知に努めて
まいりたいと考えております。

○金兵智則委員 日本の先生方がそのように推奨
しているというのは、私も認識しております。欧
米では6カ月以上を推奨しているのですけれど
も、日本小児科学会は1歳以上でということに
なっているというのは認識しております。これ
は、日本と欧米で打つ量にも違いがあるというの
も原因なのかということ、この辺はまだ調査段
階なのかなというふうに思いますけれども、逆

に、日本では6カ月から1歳の人たちを推奨していないかわりに、家庭内に持ち込まないように家族の接種を推奨しているといった部分もあります。1歳未満の方々が約300人ということですので、両親がいると考えれば600人。この方々を例えばインフルエンザの助成対象に加えるというような考え方を持っていいたいのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○後藤利博市民部長 今のお話によりますと、両親といえますか成人の方へのインフルエンザの予防接種の助成ということであると思えますけれども、現在、成人の方への予防接種というのは、意外と加入されております保険者の方からの助成ということで利用されている件数があると思えます。そのような形で実施されているということでございますので、現時点では、子どもをお持ちの御両親の方を特定してという助成については、特段考えてございません。

○金兵智則委員 なかなか難しいという御答弁でありましたけれども、小さいお子様が高熱を出したときには脳疾患につながる可能性も大きくなる、重症化も見受けられることもあるというような報告もありますので、今後研究をしていただけるよう、違う機会でもた述べていきたいと思えます。

最後に、新規事業であります、胃がんリスク検診体制構築事業についてお伺いします。胃がんの発生の最大の要因と言われております、検査でのピロリ菌の早期発見と除去を効果的に実施するために、検査の方法を検証するというようなことだったと思えますけれども、この事業についてももう少し詳しく御説明をいただきたいと思えます。

○林幸一健康管理課長 御承知のとおり、ピロリ菌を除去することで胃がんが予防できることが明らかとなりまして、ピロリ菌の早期発見と除去に向けた取り組みが少しずつ広がりを見せているところでもございます。

検査方法につきましては、尿素呼気検査、尿検査がございまして、ピロリ菌による病気の確実な予防には、感染早期の中学生、高校生に検査を実施し、除菌することが一番効果的であるとされております。

平成27年度におきましては、基本的な対象学年の決定、検査方法について、検査体制の検討など、検査実施に向けた体制構築の期間としまし

て、年度内に検査実施に向けた保護者周知が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 中学生、高校生、どの年代になるのか、中学生から一学年、高校生から一学年など、そういうこともあわせて検討していくということと、年度内に検査を実施するというのを目標に、保護者への説明もしていきたいということでありました。先ほどの説明では尿検査と呼気検査でしたが、便検査というのも多分あるのかと思えますけれども、その辺もあわせて検討していくのかと思えます。保護者への説明というのは、多分今後検査をしていく上で大変重要だというふうに思えますし、また、ピロリ菌の検査を網走市で始めるということをもっと広く市民の方に周知していただいて、ピロリ菌が胃がんの発生リスクで、こんな検査をすればということが知れ渡っていけば、市民の方にも波及していくと思えます。

また、ピロリ菌の検査に関して、ピロリ菌の胃がんとのかかわりについて講演されている先生もたくさんいらっしゃると思えます。例えばそういう方々を呼んでシンポジウムを開催するなど、ピロリ菌は家族間で感染することも多いというようなこともありますので、保護者だけでなくもっと広く知れ渡るような周知方法ということを検討していただきたいというふうに思えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 委員の御指摘のとおり、ピロリ菌に関しましては、一応今のところ中学生、高校生を対象に検査実施ができないかということで考えておりますけれども、保護者、また市民におかれましても、ピロリ菌に対する知識を習得していただくということは、非常に大切なことだと思います。御指摘のありましたフォーラム等、あるいは研修会等も含めまして、実施できないかどうかを検討してみたいと思えます。

○金兵智則委員 広く市民に知れ渡るような方法を検討していただきたいということを要望しまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○渡部眞美委員長 次。

○山田俊美委員 私のほうからは、二つほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、高齢者等除雪・融雪サービスの件であります。ここ数年降雪の量が多く、一般市民も除排雪が困難な状況にありました。高齢者であれば、さらに厳しい状況にあるということであ

ります。本事業は、このような状況におきまして、高齢者にとってはありがたい制度ではありません。しかし、この制度の周知はどの程度されているかわかりませんが、そこで制度の概要についてお伺いいたします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢者等除雪・融雪サービス事業についてでありますけれども、緊急時の避難通路の確保及び外出のための通路の確保により、高齢者の生活不安を解消するといったことを目的といたしまして、65歳以上の高齢者、また重度身体障がい者で構成される前年度市民税が非課税の世帯を対象に実施をしております。

利用者負担につきましては、シルバー人材センターに委託の部分についてお話ししますと、利用者負担は30分で50円、除雪範囲につきましては利用者宅の玄関から道路までの通路の確保、サービスの利用に当たりましては市に申請することが必要となり、申請した際にチケットを購入していただいて事業サービスを受けるというような内容になっております。

実施方法につきましては、除雪が必要になった場合、担当者が決められますので、その担当者の方に除雪をお願いをして来ていただいて、実施後チケットに押印をしてお渡しするというような内容になっております。

○山田俊美委員 今の御説明で、わかりました。今回、ことしの雪の降る状況では、利用者が例年よりもふえたと思われませんが、ことしの利用状況はどのような形になっていましたか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 サービスの利用状況でございますけれども、平成25年度の実績で181世帯が利用されまして、延べ3,228回の利用回数となっておりますが、今年度につきましては、週末ごとの大雪ということもございまして、その部分が影響して増加するのではないかという見込みでございます。

○山田俊美委員 わかりました。多分、ことしは相当数利用状況があるのではないかというふうに思います。

そこで、少し疑問なのですが、本事業において、マンション・アパート等の集合住宅は原則として利用ができないとなっております。この原則の例外というものはあるのかどうか、それからマンション・アパートのオーナーが除雪する場合もあるのですけれども、しないオーナーも結構い

るようであります。一律にこれができないということは少し不便ではないかと思われるのですけれども、この辺の見解と、また公営住宅に住む高齢者の方も原則として利用ができないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 集合住宅等の除雪の問題でございますけれども、集合住宅につきましては利用者以外の入居者がおられるということで、共用スペースの取り扱いが大変難しく、その部分については本来入居者の共助によって実施していただく、また公営住宅につきましては、自治会などにおける実施が望ましいというような判断をしております、原則できないこととしております。

○山田俊美委員 今の説明は、わかります。要するに、アパート等については健常者も含めて複合的にいますので、なかなか制度を利用するというのは難しいということだと思います。主に高齢者の住む一軒家が中心になっているわけですが、公営住宅でも、古い公営住宅であれば高齢者が多く、その中にほとんど高齢者であるという場合であれば対象になるケースもあるのですけれども、中に入っている年齢等を把握しづらいかどうかかわかりませんが、その辺が私たちが懸念するところでありまして。一般的には、近所に元気な人がいて、体の弱い人がいればやってくれるケースが多いのですけれども、現状で古いアパートで役所で把握していて、やってもいいというような場所などはあるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 例外のケースですけれども、過去に4戸建てのアパートがありまして、アパートが老朽化してほかに入居者がいなくて高齢者が1人で住んでいるというケースがありました。そういった場合には、共用スペースもないですし、共助ということも難しいでしょうから、実施したケースは過去にございます。

○山田俊美委員 わかりました。大して多くない状況であるということもわかりました。最近、公営住宅が新しくなっていますので、そういうこともだんだんなくなってきているというのは感じております。

その中で、本事業を知っていても、利用していないお年寄りもたまにはいます。私が近所を歩いていると、「冬場の運動だから、私はこの制度を

利用しないのですよ」というお年寄りがいまして、除雪を頑張っているというケースもあります。そこで、そのお年寄りから言われたことなのですけれども、実は玄関までの除雪は自分でもできるから頑張りますよと、ところが、歩道のところは市役所が除雪してくれて自分の家まではオーケーなのですけれども、道路に機械で除雪された雪がたまっていて真っすぐ道路を横断できないというようなケースがあるのですが、そこはやはり道路だから対象にならないと言われたという話なのです。この辺の解決方法は若干あるのかと思うのですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 除雪範囲の拡充といったことをございます。過去にも除雪範囲の拡充や、除雪車が通過後の間口の除雪といったことで要望があるのですが、この除雪サービスの趣旨というのが、緊急避難通路の確保、やはり高齢者が閉じこもるといようなことを早急に改善したいというのが趣旨で行っております。

現在、シルバー人材センターの会員が大体45名ぐらいで対応しているのですが、実際に除雪サービスを受けている方、登録されている方は200世帯ほどありますので、緊急的な場合を考えたときに、やはり迅速に1件にかかる時間を短縮して複数件を対応しなければならないということもございますし、また、シルバー人材センターの会員さんということですから既にシルバー世代ということで、やはり除雪範囲の拡充ですとか、路肩のかたい雪といったものの除雪は少し難しいのかなという判断をしております。

○山田俊美委員 わかりました。除雪は非常に大変で、私も近所であれば手伝ってあげたいのですけれども、自分ですら大変なところがありまして、お年寄りには自分で頑張るとい人もたくさんいます。この話を聞いたのは、バス停の近くに出るのにぱっと道路に出たいといような話があったようですから、今後そういう場所を研究する余地があるかと思っておりますので、その辺をまた研究していただきたいと思っております。

そこで、委託業者のことですけれども、先ほどシルバー人材センターとおっしゃったのですけれども、ほかに町内会で委託しているという箇所があると思っておりますけれども、町内会で委託しているのはどのようなことなのかと思うのですけれども、

いかがでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 町内会の委託の関係でございますけれども、地域コミュニティーの推進ですとか、また日常的な安否確認といった趣旨で、現在9団体の町内会に委託をしております。

○山田俊美委員 市のほうで委託を依頼しているという形なのかといような感じですが、例えばうちの町内会でもやってみたいといようなことがあれば、受け入れてやるということでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 除雪の町内会への委託につきましては、市の広報紙などを通じて周知はしておりますが、なかなか伸びていない状況でありますけれども、町内会のほうで取り組みたいという意向があれば、これから高齢化が進む中で大変有効な社会資源であるといふふうに考えておりますので、受けていきたいと考えております。

○山田俊美委員 わかりました。いい制度だといことはわかったのですけれども、私もちょっと認識不足で、ことし市の広報等を見て、初めてこういう制度があるのだといふふうに思ったので、ぜひ町内会単位で広げていければもっといいと思っております。そこで、制度の対象の利用者ですけれども、65歳以上の高齢者のみの世帯はわかりませんが、重度身体障がい者のみの世帯ということも書いてあるのですけれども、この辺の利用の状況はあるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 事業の対象が65歳以上の高齢者、また重度身体障がい者で構成される世帯といふふうになっております。ほとんどが65歳以上の高齢者で構成された世帯ということで、重度身体障がい者のみで構成されている世帯での現在の御利用はないといふふうに記憶しております。

○山田俊美委員 わかりました。この制度は、これからはどんどん重要な制度でありますので、この辺は町内会等に周知を少しでもできればいいと思います。以上で、この質問については終わります。

次に、交通費の助成関係についての質問なのですけれども、交通費の助成として障がい児児童に対する交通助成のほかに、高齢者の皆さんが積極的な社会参加と健康増進を図るため、市内に事業所を有するバス・タクシー会社の運行範囲で利用できる交通の助成券を交付しますという交通助成

事業というのがあるのですけれども、本事業の予算は資料が手元にないので不明ですが、この概要というのとはどのような形でしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢者交通費助成事業でございますけれども、高齢者の社会参加といったことを目的といたしまして、70歳以上で前年度市民税が非課税の方に、一律5,000円の助成券を交付しているところでございます。事業実施は平成4年度からになりますけれども、当時はバスの利用のみということで御利用いただいていたのですが、平成12年度からハイヤーの利用も可能としたということになっております。

○山田俊美委員 わかりました。結構歴史のある事業でありまして、それがバスからハイヤーと時代の流れに応じてこのようになったのだと思います。

本事業におきまして、私も議員なので高齢者のところを含めていろいろなところを歩いて話を聞くことがあるのですけれども、この事業の本来の目的は、積極的な社会参加及び健康増進のための交通費の助成というふうになっているのですけれども、最近はそのような認識よりも、病院への通院のための助成だと思っている人が案外多くて、タクシー代としては足りないなど多少の不満は聞かれるのですけれども、ただ、納税をしなくてもこういう助成を受けられることについては、感謝していますということでありました。

それで、この事業は先ほどおっしゃったのですけれども、平成4年からやっているということですが、この長年の歴史の中で目的外使用ということに定着しているような雰囲気があるのですけれども、本当に社会参加、健康増進のための助成という形はうたっているのですけれども、少し制度の受けとめ方が変わってきているのかと思うのですけれど、その点はいかがでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 利用内容につきましては大変把握が難しい状況でございますけれども、通院の際に友人宅を訪れるとか、また行事や公共施設に出向くとか、さまざまな利用方法があるかと思っておりますので、一概に目的外使用といった判断にはならないというふうに考えております。

○山田俊美委員 確かに、病院のついでに体育館に行くとかということもあるのかもしれませんが、高齢者向けではあるので、今聞いている範囲の中では、なかなかそういうケースはないので

はないかと思っております。それで、こういったいい制度はあるのですけれども、少し見直しも必要かなというような気がしますので、その辺を機会があれば検討していただきたいと思っております。

そこで、もう一つ、歩いていてよく言われることのひとつなのでも、郊外に住んでいる方はタクシー・バスがないと。そういうときによく言われるのは、ガソリン券の要望というのがあるようです。そこで、バスもタクシーも通っていないので、近い将来使ったほうがいいのではないかというふうに思われますが、この制度のやり方としては、例えばプレミアム商品券を今回発行しますけれども、そういった方法も一つの方法ではないかと思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 ガソリン券の支給ということでございます。過去にもこういった要望があったことは記憶はしておりますけれども、地域によって条件の相違により不便が生じているということは理解できますが、郊外地区におきましても、車を所有していない方ですとか、車をみずから運転できない高齢者もいることなどさまざまな状況があり、プレミアム商品券というような方法も一案としてあろうかと思っておりますけれども、どのような設定が必要で利用者全体にとって公平となるのかということは大変難しい判断であらうかと思っております。

ただし、今後高齢化が進む中で、やはり高齢者の足の確保は大変重要なことにならうかと思っておりますので、地域公共交通庁内連絡会議ですとか、また地域公共交通活性化協議会での公共交通のあり方の部分の意見も踏まえながら、不便地域や公共交通の空白地域における交通体制も考えながら、また、制度の内容も含めまして、総合的に判断して整理してまいりたいと思っておりますけれども、当面は現行で継続していきたいという考え方でおります。

○山田俊美委員 わかりました。満遍なく制度を利用してもらうということはなかなか難しい課題だと思いますけれども、その点、町内会の中とかいろいろな会合で皆さんも接触があると思えます。私もいろいろ聞いておりますけれども、その中でよりよい方法、案を出して制度をうまく利用できるような形にしていきたいということで、私の質問を終わります。

○渡部眞美委員長 ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一副委員長 委員長を交代します。

休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

○古都宣裕委員 早速、質疑に入らせていただきます。

46ページの臨時福祉給付金事業について、お伺いいたします。平成26年度が1億0,257万円ということで、消費税が5%から8%になったときに対する国の補助で始めた事業であったと思うのですが、継続して本年も国の補助金ではありませんけれども、ついで理由についてお伺いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 臨時福祉給付金でございますけれども、平成26年度の臨時福祉給付金につきましては、委員おっしゃるとおり、5%から8%の引き上げに伴いまして、所得の低い方、市民税等の均等割が非課税の方に対しまして、1万円を支給いたしました。また、老齢基礎年金や障がい者年金などの受給者の方には、さらに5,000円を加算して支給したところでございます。

今年度に臨時福祉給付金を再び行うという理由につきましては、前回の平成26年4月から平成27年9月までの18カ月分の影響緩和ということで、今回につきましては、その後の平成27年10月から平成28年9月までの1年間の影響緩和という考え方で、低所得者に対して6,000円を支給するという形になっております。これは国の政策でございまして、この事業につきましては支給対象者を6,000人としているところでございます。

○古都宣裕委員 内容については、大変よくわかりました。しかしながら、これから国も増税で10%を目指しているということもありまして、今これは臨時的に困窮者に対して給付する事業ということなのですが、増税の目的からすると、だんだんこういった臨時給付金はなくなっていくと思います。それに対しては、どのようにお考えになっておりますか。

○酒井博明社会福祉課長 消費税が上がるということで、今回は5%から8%で3%上がったと、次回は2%の上昇という形になりますので、国の

ほうでそれで激変緩和の措置をとるかどうかということになりますけれども、国の政策ですので私どものほうにその後の方向性など、まだ示されているものは何もありませんので、基本的には国の動向に従ってこれを進めていくという形になるかと思っております。

○古都宣裕委員 国の動向ももちろんなのですが、実際にそのときに割り食うのは住んでいる市民であり、生活している国民であるということを理解した上で、そうなったときにも何らかの対策を求められる可能性も考慮した上で、事業というものに取り組んでいただきたいと思います。

次に、自立相談支援事業とあるのですが、これの内容についてお伺いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 自立相談支援事業でございますけれども、この事業は生活に困窮された方の相談支援を行うために9月に補正いたしまして、網走市社会福祉協議会に委託いたしまして昨年の12月からこの事業を実施しております。現在、担当職員を2名配置しております、相談支援業務を行っているところでございます。事業の実績につきましては、2月末現在で12件相談をいただいております。内容につきましては、失業や傷病、引きこもりなど、さまざまな要因に及んでいるところでございます。

○古都宣裕委員 内容については、大変よくわかりました。この事業の内容として考え、捉えるに当たっては、生活保護になる直前の方々に対する支援だと思っておりますけれども、さまざまな要因があって生活困窮者となっているの方々だと思います。その方々に仕事を用意しましたからすぐ働けますかとなると、なかなか厳しい部分もあるのではないかと思いますので、しっかりと寄り添った形で働けるような状態というのをつくっていただければと思います。

次に、障がい者理解促進啓発事業とあるのですが、これは継続してやっているのですが、網走は今後日体大等の受け入れに対して、もっと障がい者理解を促進するべきであると私は考えるのですが、その観点から考えると、同じことに同じ予算がついているのですが、逆に、拡充した上でもっと広く市民に知ってもらう必要があるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 障がい者理解促進事業につきましては、今での取り組みとしては、一つ目として障がい者の就労の実態とか、障がい者の特性、各種助成制度とかジョブコーチ制度などを周知することによって、障がい者の就労の受け入れ先を因るために、障がい者というものを市民の皆さんに理解してもらおうということも含めまして、障がい者就労支援講習会を4回開催したところでございます。

二つ目としては、障がい者同士が夢を語るお茶会というものがあまして、これはそれぞれ違う障がいを持っている方に対する理解を促進して、障がい者が自由に談話を楽しむ場所を設けるために、あるいは、障がい者側が自由に意見を述べるができるように、そういう人材も育成するために開催したもので、去年は延べ31名に参加いただいて、こういう会を催したところでございます。

また、直接予算には関係しないのですが、年4回市の広報にバリアフリーについての特集ページを掲載したり、市内の中学校で総合学習の際に心のバリアフリーについても授業を行っているところでございます。ふれあい広場の会場などでは、障がい者差別解消のパンフレットの配布なども行って理解を促しているところでございます。

今後の拡充ということになりますけれども、今述べたような事業は、障がい者総合支援法に基づく障がい者への理解の促進事業ということで行っているのですが、具体的な内容につきましては、網走市の障がい者の自立支援協議会というところで、皆さんで議論をしているところでございます。新しい事業を今後拡充するということも必要性はあると思いますので、今後また自立支援協議会の中で、メンバーは障がい者の親、障がい事業者の関係者の方とか、深いかわりを持っている方で構成されているのですが、これらの方と協議しながら可能な範囲で実施していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 内容については、大変よく理解できました。しかしながら、理解というのも、普通に暮らしてなかなかかわりを持つことが難しい市民の方々に、いかに理解をしてもらって受け入れ体制を整えていくかということが、今後重要な課題になってくると思いますので、しっかりとその辺の部分も話し合った上で検討して欲しい

ただきたいと思います。

次に移ります。早期療育推進事業についてお伺いします。ちょっと内容は細かいのですが、昨年度の予算としては1,583万2,000円だったのですが、今年度は200万円ほどふえているのですが、その理由についてお伺いいたします。

○野呂俊広子育て支援課長 現在、こども発達支援センターの職員は6名で運営をしているところでございますが、嘱託職員の人件費の計上について、去年は職員課での予算を計上していたところ、こちらの子育て支援課の予算のほうに移したということで200万円の差となっております。

○古都宣裕委員 そこは、理解させていただきます。

次に、ジョブコーチ養成研修費補助金とあるのですが、昨年が45万円だったのに対して15万円減とされているのですが、これの内容についてお伺いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 ジョブコーチ養成研修補助金は、網走市内にジョブコーチが不足しているということで、これを育成するための補助として行っているものでございます。

具体的には、この研修は東京都や名寄市等で行っているのですが、基本的には東京まで行くということを想定しながら1人15万円の予算を立てているところでございます。とりあえず3名を育成するということを目指しております。昨年1人ジョブコーチの研修を終えて、今従事されている方がいます。残り2人ということになるので、この2人分で15万円掛ける2ということで30万円の予算を計上しているところでございます。

○古都宣裕委員 ジョブコーチということで、障がい者の就労支援に大変役立ってくれる方々だと思います。あと2人ということでは30万円ということなのですが、当初の予算どおり3名ジョブコーチが生まれたときに終わってしまうものなのでしょうか。もっとたくさんの方にジョブコーチとなっていただくように継続していくべき事業だと私は思うのですが、どのようにお考えなのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今、障がい福祉のほうでは、新年度に就労の拡大の調査事業も行うということも考えておまして、障がい者が就労でき

るような環境を整えていこうと考えております。このジョブコーチの育成の事業につきましても、残り2人が達成されたから終わりということではなくて、できる限り続けていきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 わかりました。ぜひ続けていただきたいと思います。

次に、障がい児児童給付事業とあるのですけれども、児童発達支援給付金については、ほぼ横ばいの予算がついておりまして、その下の放課後等デイサービス給付事業については、昨年よりも大体300万円ほど増という形になっていますけれども、その内容についてお伺いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 それぞれの事業の内容ですけれども、放課後デイサービス事業につきましては、学校に通っている障がい児の方を対象にして、日中の生活のサポートをするという事業でございます。

もう一つが、児童発達支援給付事業というのがありますけれども、これは就学前の児童を対象にしているものでございまして、これらにつきましては、日中の支援事業という形で展開しているものでございます。

○古都宣裕委員 内容については、大変よくわかりました。しかしながら、最近、発達障がいと呼ばれる人たちがふえてきているのが現状であります。それによって、サービスの利用者がふえてサービス自体の質が低下しないように、人の配置などをしっかりとした上で運営していただきたいと思います。

次に入ります。先ほども質問がありましたけれども、高齢者交通費助成事業とありますが、昨年も質問させていただいたのですけれども、住んでいる地区によってサービスに公平性を欠くのではないかというお話をさせていただいております。それについて、市内に住んでいる人が5,000円だと、何度か買い物等に行けたりとか移動できたりする部分に対して、郡部に住んでいる方だと1回往復したらそれで終わってしまうのではないかという部分があるのですけれども、公平性についてはどのようにお考えでしょう。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢者交通費助成事業についてでございますけれども、網走市につきましては、広範囲に居住形態が散居化している地域構造で、不便地域や公共交通の空白地域があると

いうことで、地域によっては条件の相違により不公平感が生じているということは理解されますけれども、居住する地域や個々の状況で外出頻度や行き先などが変わってくる、さまざまな状況があるということで、それぞれに利用条件に違いがあるというふうに認識しております。また、助成額につきましても、地域をどのように線引きし、どのような金額を設定すれば利用者全体にとって公平となるのかということ、大変難しいというふうに判断をしております。

○古都宣裕委員 例年何度も同じことを言わせていただいているのですけれども、例えばタクシー等に乗る回数を制限した上で、利用者に最初のワンコインですとか、初乗り運賃だけを負担してもらった上で回数制限をするなどという形にすれば、同じ回数ということで公平感が生まれるのではないかなど、いろいろなやり方はあると思うのですけれども、そういった部分に対しての調査は、検討事項には入らないのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 全道各市の状況なども見てみますと、さまざまな方式で実施されているところがございますけれども、先ほどの答弁でもお話ししましたけれども、これからまた高齢化が進むという中で、やはり公共交通の確保ですとか高齢者の足の確保、またこの制度の内容も含めまして、総合的に判断していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 どこまでのデータを持っているかもわからないのですけれども、例えばバスを利用する方ももちろんいらっしゃると思うのですけれども、高齢者交通費ということで年齢層が高い方と考えると、主にやはりハイヤーとかタクシーがメインになってくると思うのですけれども、そういった人たちに対していかに利用してもらうか、出かけてもらって健康な笑顔でいてもらうかということが趣旨だと思うので、そういった部分で考えて、郡部に住んでいるからといってサービスの差異が起きないように形で実施、検討していただけたらと思います。

次に入ります。次は、児童健全育成事業の中で、前回ガイドブック等の作成とあったのですけれども、その中で、発達障がいについての分も加えてほしいという話をしていただきましたけれども、それについてはどのようになっていますでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 子育てガイドブックの発達支援の形態ですね。昨年、子育てガイドブック「ぴゅあ」の改訂を行うということで、発達支援について掲載しようというふうに考えてございましたが、旧「ぴゅあ」のページ数が32ページで、予算で36ページにページをふやしてさまざまな健康相談ですとか、そこら辺の部分も含めて検討したところ、紙面の予算の都合と事業の量の多さから、子ども発達への支援についての掲載はできなかった状況にございまして、今後の子育てガイドブック作成時に掲載していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 今後の掲載についてなのですがけれども、具体的に次の検討というのはいつごろになるのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 昨年度も御説明させていただきましたが、「ぴゅあ」の改訂を昨年行いまして、また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度という新しい制度が始まりますことから、おおむね1年後を予定してございます。

○古都宣裕委員 載せていただけるということでお話を伺っていますので、ぜひとも来年度の予算の中ではそういった形も含めてしっかりと載せていただいて、理解促進につなげていってほしいと思います。

次に、児童館管理運営事業についてお伺いします。同じく昨年も聞いたのですが、児童館自体が大変古くなってきております。こちらの建てかえや耐震性についての考えをお伺いいたします。

○野呂俊広子育て支援課長 児童館の建てかえ、老朽化の指摘は以前からございまして検討を進めてきましたが、これらの整備がおくれていることについては、平成22年ごろより都会の待機児童が社会問題となって、幼保一元化の動きなどがありまして、子ども・子育てに関連する制度がこれから大きく変わろうということで、その状況を注視してまいりました。

このたびの子ども・子育て支援新制度が平成27年度から稼働し、一定の道筋が見えてきたというふうに考えておまして、現在老朽化した児童館の建てかえについては、どのような形で整備していくのかを鋭意検討中のございます。

○古都宣裕委員 人口推移的な問題も多分に考えなくてはならないとは思いますが、大体

どれぐらいのスパンを見込んで、検討自体を何年くらいした上で、建てかえ自体を何年後にしているかというプランはありますでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 木造であるとか、RC造りであるとか、建物の構造上によると思うのですが、その耐用年数が一つの目安になるかと思いますが、今後の公の施設の総合管理計画の中等の整合性を図りながら整備していきたいと考えております。

○古都宣裕委員 理解させていただきます。実質、利用者の中から建てかえとか、新しくしてほしいという声も多いことから、今後、順次対応していただきたいと思います。

次に入ります。次は、生活保護費の中から、就労自立支援給付金事業の内容についてお伺いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 就労自立給付金につきましては、生活保護を受けている方の就労による自立を促進するために、就労収入のうち収入認定された金額の範囲内で一定額を仮想的に積み立てることによりまして、安定した職業についたことにより保護を必要としなくなったときに、自立資金として支給しているものございます。

生活保護が廃止になりますと、税や社会保険料等がかかることになるわけですが、そういう負担を軽減して廃止直後の不安定な生活を支えて、再度保護に至ることを防止することができるという効果があるものと考えております。平成26年度の支給実績は、1件で6万3,057円ございました。

○古都宣裕委員 一度生活保護になってしまうと、職がないとかいろいろな理由の方もいらっしゃると思うのですが、なかなか次の職にいくのが物すごく難しいという部分があります。

北海道近隣では釧路市などが積極的に取り組んでいて、全国初となるような取り組みもいろいろされていますので、そういった先進地から学んだ上で、ぜひ生活保護から脱却できるような人たかをふやしていただきたいと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今、釧路市という場所が出たのですが、釧路市は非常に生活保護率の高い所でございまして、そういった意味では自立支援等の取り組みが非常に進んでいるのでございます。その取り組みについてはいろいろ聞く

こともあるのですけれども、今後そういう先進地については視察をさせていただきまして、今後の施策に反映させていきたいというふうに考えます。

○古都宣裕委員 生活保護というものの自体が悪いのではなく、生活保護になるような、困窮するような状態でないような社会であることが一番望ましいと思いますので、そういった意味も含めた上で積極的に取り組んでいただけたらと思います。

次に入ります。24時間電話健康相談サービス事業とありますが、昨年質問で、相談内容についてはどのように活用していますかという話をさせていただいておりますけれども、まずはその活用についてどのようにしているかという部分でお話を伺います。

○林幸一健康管理課長 電話相談サービスにつきましては、平成25年5月より開始しているところでございます。ここ最近6カ月の御利用は、月平均90件程度の御利用となっているところでございます。委託先の対応といたしましては、医師・看護師などの資格を有するスタッフが相談に応じているところですが、相談内容といたしましては、気になる体の症状、治療に関する相談、育児に関する相談の順に、多い相談件数となっております。また、緊急を要しない判断に迷うようなときには参考になるとの御意見をいただいているところではありますが、相談内容を含めた分析につきましては、現在、厚生病院と資料内容の活用方法について精査を進めているところでございます。

○古都宣裕委員 せっかく相談事業としてやっているということは、皆さん心配に思ったことを聞いていると思います。そういったところで、こういったものの問い合わせが多いかということ積極的に分析することによって、医療各方面とも連携した上で、コンビニ受診の抑制につながっていくと思いますので、そういった部分を積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。次に、3歳児検診と乳幼児健診についてなのですが、何度もお話で一般質問でも出ているのですが、3歳児健診時に専門の方から見ていただくと、発達障がいを見つけることができますという話も伺っていますし、私自身親御さんの会でそういったお話も聞いてきました。早期に発見することによって大人になったときに社会参画ができるというように、

育成状態によって社会との接し方というのが大分変わってくるという話もあります。そういった部分で、早期に発見するように専門家の方が現在も網走に年に数回いらして、依頼があれば診に来ますという話も聞いているのですけれども、行政としても積極的にかかわって、専門家の方に積極的に来ていただくように働きかけをしていくべきだと思います。

また、乳幼児健診なのですが、先ほど冊子という話も出ていましたけれども、乳幼児健診でも生まれた赤ちゃんを一軒一軒訪問していると思うのですが、そのときに全ての小さなお子さんをお持ちのお母さんに、発達障がいについての冊子も一緒に配ることによって、一律に一般市民の理解を高めることが大切ではないかと思うのですが、その二点について伺いたします。

○林幸一健康管理課長 3歳児健診等におけます幼少期の健診などにおきまして、保護者からの相談を進めているところでございますが、障がいを認めたくないとの思いから相談になかなかつながらず、発見が遅れてしまうケースもございます。早期発見の重要性を示していくことが必要と考えているところでございます。

また、幼児期のうちに医師による専門的な判断や、保護者、保育士などが適切な支援策を講じることが何よりなことと思っております。医療従事者が不足している深刻な状況の中、専門的なスタッフを確保していくことは非常に厳しい現状でございます。こうしましたことから、周知方法を含め専門医のいる病院への橋渡しなどの拡大を含めた取り組みを探ってまいりたいと思っております。

また、乳幼児健診等におけます周知方法ということかと思いますが、現在、母子健康手帳の中におきまして、困り事のある方は、まず家族で相談された上で保健センター等に御相談をいただきたいとの表現で記載をしているところでございます。これは意図して発達障がいという表現を使っていない、という記載内容となっております。

○古都宣裕委員 今のお話の中で、認めたくないからというような話もあるのですが、それは暗に理解不足からくるところが大きいと思います。乳幼児健診のときに意図して伝えていないのではなくて、意図してしっかり説明することに

よって理解を得て、それで3歳児健診のときに早目にわかりたいというふうな理解につながっていくのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○林幸一健康管理課長 委員のおっしゃるお話が一点、確かにあるとは思いますが。ただ一方で、そういう状況に置かれた方の心情ということも理解した中で進めていかなければならないと思っておりますので、この件に関しては慎重に検討してまいりたいと思っております。

○古都宣裕委員 私は当事者の方からお話を伺って話しているわけですが、まず、わからない状態の乳幼児のときに知っていただくという意味で、あえてしっかりとした資料というものを作成した上で、一番最初のお子さんの場合は、お母さんにしっかりとそういったものに興味を持って見ていただけたらと思うのですけれども、そういったところで理解を深めていただくのが一番最初の段階ではないかと思うのですけれども、それについていかがお考えでしょうか。

○林幸一健康管理課長 先ほどもお答えいたしましたけれども、小さいお子さんをお持ちの親御さんへの早い段階での周知というお話だと思います。先ほどお答えさせていただきましたが、その辺も含めまして検討してまいりたいと思います。

○古都宣裕委員 検討していただけるということなのですけれども、具体的にどのような形で検討していく予定でしょうか。

○林幸一健康管理課長 検討に当たりましては、実際に健診に当たりますのが保健師等になります。ですから、保健師等が実際にお母さん方と接する中で、どのような取り組みになるかは今はっきり申し上げられませんが、親御さんとのやりとりの中でのことを考慮しながらの取り組みの進め方になるというふうに思います。

○古都宣裕委員 発達障がいという言葉自体も、近年出てきたばかりでまだまだ理解されていないですし、本当に理解している方も少ないと思います。その中で、関係ないからと言うのではなくて、全ての人に理解してもらおうということがまず一番大事ではないかと思っておりますので、初期段階でまず、お母さんになっている世代の人たちもまだまだ知らない世代だと思うのでそういった部分から、あとは本当は学校教育の中でも、だんだんと学んでいくべきことだとは思っているのですけれども、

本当に全ての市民が理解できる優しいまちになってほしいと思うので、そのように質問をさせていただきました。以上で、私の質問を終わります。

○渡部眞美委員長 次。

○井戸達也委員 私からは幾つか質問の予定をしておりましたけれども、既に質疑された内容もございまして、一点に絞らせていただきたいと思います。

先ほど質疑された子どもインフルエンザ予防接種に関してですけれども、これは、ことしは暴風雪等で学校等の臨時休校が続いて授業の実数等も心配されたという部分で、例年によれば、冬場はインフルエンザによる蔓延で学級閉鎖や学校閉鎖が心配されるという部分で、ことしは非常に少なかったということを確認させていただきましたけれども、蔓延を防ぐことに非常に効果的で減少してきていると、効果が大きく見られたという部分は確認させていただきました。若干、接種率が低いということもお聞きしましたけれども、今後、これに向けて接種率を上げるための周知方法というか、そういったもので何か具体策があれば教えていただきたいと思います。

○林幸一健康管理課長 インフルエンザは、せき、くしゃみなどによる飛沫感染が主な感染経路でありまして、集団で生活している場合には、集団発生、感染拡大の可能性も非常に高くなります。こうしましたことから、具体的な周知方法といたしましては、広報あるいはホームページを使った周知となっておりますが、引き続き予防接種による重症化の防止、感染拡大の防止効果も含めまして周知を図ってまいりたいと思っております。

○井戸達也委員 周知方法に関しては、学校等とも連携しながら周知に努めていただきたいと思います。一つ要望としてお話しさせていただきます。

次に、がん検診を含んだ年3回によるミニドックに関して、お聞きをしたいと思います。健康増進を進める上で、健康プールにも大きな期待がかかる場所です。年齢に限らないスポーツの振興とあわせて、また検診という部分も非常に健康を維持していくために大切なことだと思っております。このミニドック健診ですが、年に3回ということですが、合計何人が受診しているかという受診率と近年の推移を若干確認さ

せていただきたいと思います。

○林幸一健康管理課長 ミニドック検診における主な検診内容はがん検診となりますが、現在40歳以上の方を対象とした胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、女性の乳がん、二十歳以上の女性を対象とした子宮がん検診を実施しております。

平成26年度の受診率につきましては、対象者が約1万3,000人ほどで、胃がん検診が12.3%、肺がん検診が14.9%、大腸がん検診が14.9%、前立腺がん検診が6%、乳がん検診が5.7%、子宮がん検診が5.7%となっております。子宮がん検診と乳がん検診は、ここ数年受診率は若干増加傾向にございますが、そのほかのがん検診につきましては減少傾向にございます。がん検診全体の推移といたしましては、2年前からみると各検診とも0.3%ほど受診率が下がっているところがございます。

○井戸達也委員 今お聞きしましたけれども、子宮がん、乳がんのがん検診に関しては上がっていると、そのほかは下がっているという部分で、上がっているにしてもまだ5.7%と低い受診率なのかというふうに思うところがありますけれども、受診率を上げていくために何か工夫というか考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 市が実施いたしますがん検診につきましては、広報や「みんなの健康」、市のホームページなどによる周知のほか、個別にお知らせを送付するとともに、健康教室などにおきましても、受診勧奨についてPRに努めているところがございます。また、検診の実施に当たっては、検査実施機関との調整を図り検査日を土日を設定するなど、仕事をされている方も受診しやすい設定に努めておりますが、なかなか受診率の向上につながらない現状でございます。

がん検診につきましては、まず検査を受けていただき、早期発見につなげることが第一と考えておりますことから、さまざまな機会も利用しながら引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也委員 個人への御案内も差し上げながら、いろいろと手段を尽くしているにもかかわらず、なかなか上がっていかないという市民の意識、個人の意識の問題になってきますけれども、健康を維持していくという部分では、早期発見、

早期治療という部分で大切なことだというふうに思いますので、市としてできる限りの周知方法を探っていただいて、少しでも高い受診率を確保できるように努力していただきたいと申し述べて、私からの質問を終わります。

○平賀貴幸委員 それでは早速、質問をさせていただきます。最初に、医療の関係について一点伺います。高齢化が進んでいる状況でありますので、さまざまな医療のニーズにも変化、あるいは必要性の高まり等が起こっているわけですが、その中で泌尿器科について伺いたいと思います。現在、高齢化に伴って泌尿器科のニーズというのが、どうしても高まっているのだというふうに思います。しかしその一方で、なかなか市内で診療を受けられないという声が高まっているというのも事実だと思うのですけれども、実際の現状を市のほうではどのように把握されているのか、まずは伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 現在、泌尿器科の診療に関しましては、網走厚生病院におきまして出張医1名体制による毎週月曜日と火曜日の週2日の診療体制で、限られた時間内での診療となりますことから、緊急性のある症状の場合を除き、予約制による対応となっております。

○平賀貴幸委員 現状は、確認をさせていただきました。恐らく原課のほうでも、あるいは病院のほうでも努力をしながら、何とか開設日数、医師の確保を含めて、取り組みをなさっているのだと思います。改めてこの点ですが、ニーズがどうしてもふえている部分、今のところ予約診療しかできないということもあって、なかなか新たに受診したいという方が通えず、やむなく市外の施設に行かざるを得ないというケースが結構多くなっているようであります。この点についての取り組みを改めて求めたいのですけれども、いかがでしょうか。

○林幸一健康管理課長 検診などにおけます要検査の受診に関する問い合わせなどにつきまして、北見の医療機関を御案内しているところでありましたが、先ごろ、美幌国保病院におきまして泌尿器科におけます診療体制が整ったことを受け、要検査に該当する方の受け入れに関しまして御了承いただいたところがございます。今後も引き続き関係医療機関との連携を密に図りながら、専門医の確保に向けた取り組みに努力してまいりたいと

思っております。

○平賀貴幸委員 新たな対応が進んだ状況も、理解をさせていただきました。なかなか市外に行くというのは大変だということなのだと思いますが、できる限りの努力を引き続きしていただくほかはないのだろうと、そう簡単にすぐ解決する問題ではないと思いますので、継続的な取り組みを改めて求めたいと思います。

次に、未婚のひとり親の関係のことについて、これまでも何度か伺ってきましたので、そのことについて改めて伺っていきたくと思います。国のほうにも、残念ながら新たな動きがないようですから、何らかの対策をするにはやはり市町村がどう動くかということ、これは道も含めてなのですから、どう動いていくのかということだと思います。

御承知のとおり、対応は各市で進んでいる状況であります。網走市の場合は、今のところこれといった状況がないのだというふうに思いますが、昨年の6月の生活福祉委員会の中で、未婚のひとり親に関する経済的不利益を解消するために、みなし適用の実施を求める陳情が全会一致をもって可決され、本会議においても同様に全会一致で可決をされ、市長に附帯意見を付して意見書を送付するということがあったところあります。まずは、これを受けてどのような検討をなさってきたのか、そのことを確認させていただきたいと思っております。

○野呂俊広子育て支援課長 昨年6月の陳情の採択については、大変重く受けとめてございます。その後ですけれども、全道・全国の実施状況や、網走市におきます実態の把握をするために対象者を調査し、未婚母子世帯32世帯、うち保育料についての影響者1名、金額については4万8,000円となることを把握したところでございます。残り31世帯につきましては既に寡婦控除を受けていたり、これは推測でしかないですけれども、そのお子様の御兄弟が婚外子ではないという推測をしております。また、保育料の算定においては、非課税であるため保育料がもう既に無料となっており、保育料への影響はございませんでした。

これらを含めて慎重に協議を重ねてまいりましたが、人数の大小、金額の多寡ではなく、やはり相続について違憲判決が出たということ踏まえれば、こちらについては国が十分に重く受けと

め、制度間の調整を図り、国が解決すべき問題と考慮をございまして、昨年議会でなされた陳情の関係法令の改正を求める趣旨に同じく、全道・全国の市長会を通して要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 既に、その要望というのは行われたということですか。それとも、これから要望するという考え方だということでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 これから行っていきたくというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 この問題につきましては、各市それぞれ独自の対応が進んでいる状況があるというのは、繰り返し申し上げているとおりであります。ですから、問題意識を持っている市町村がたくさんあるということでもありますので、ぜひそこは一つの意見として大きく取りまとめていただいて、国に対して求めていただきたいと思っております。

また、この陳情の中には「網走市は前記の改正が実現するまでの間、未婚のひとり親の経済的不利益を軽減するため、『みなし適用』を早急に実施すること」ということが、記の中に書かれていたところあります。この点についての検討状況を、もう一度もう少し詳しく御答弁いただきたいと思っております。

○野呂俊広子育て支援課長 昨年の段階で、道内での実施市町村は、札幌市、釧路市、東神楽町であるかと思っております。

陳情の採択を受けて全国的な実施状況を確認しましたところ、道内では苫小牧市、全国的な状況においては、特に関西圏においてその実施状況がなされてきているというふうに考えております。また一方で、多くの自治体が国において統一的な取り扱いを求めているという状況もございまして、市単独での取り組みにつきましては、全道・全国の主管者会議等において情報を収集しながら、今後の検討課題にしたいと考えてございます。

○平賀貴幸委員 帯広市や釧路市でも、実際にもう既に実施されていることでもありますし、そのほか今の御答弁にはありませんでしたが、沖縄はほぼ全市町村で実施されている状況もあって、多分調査されたよりも、もっと進んでいるというのが現在の状況であります。

独自の対応を網走市がどうするかというのは現時点ではまだということは、私は残念だと思いま

す。独自に対応しつつ国に対する要望をしていくというのが、本来の行政としてのスタンスではないかと思っておりますので、改めてここは早急な対応を求めておきたいと思っておりますが、いずれにせよ国に対する要望はぜひ強力に進めていただきたい分野でありますので、お願いをしたいと思います。

続いて、予算説明書の48ページにあります、相談支援事業について伺います。障がい者の相談支援の件に絞って伺わせていただきますが、基本的には計画相談を行うための事業だというふうに思っています。計画相談の進捗状況、それから市内には計画相談を行う事業所が4件あるという認識をしていますが、それぞれの実施件数とそれで得た報酬額、これは1件の計画をつくれれば得られる報酬は決まっておりますから、おのずと計算できるのだと思っておりますが、改めてお示しいただきたいと思っております。

○酒井博明社会福祉課長 計画相談支援事業の、まず現在の策定率でございますけれども、平成26年12月末時点で障害者総合支援法分が約70%、児童福祉法分につきましては99%で、ほぼ完了しているという状況でございます。

それから、計画作成分の報酬額でございますけれども、事業所ごとに区分してしまうとそれぞれの事業所の報酬額が明らかとなってまいりますので、合計で御説明させていただきたいと思っておりますので御了承いただきたいと思います。平成26年度の計画策定等に係る報酬額でございますが、計画策定の単価につきましては1万6,060円で、総合支援法分が69件、計画策定分が127件。

次に、策定後のモニタリングでございますけれども、モニタリングにつきましては単価が1万3,060円、総合支援法分が24件、児童福祉法分が72件で、合計で404万1,520円でございます。

○平賀貴幸委員 この四つの相談支援事業所のうち、二つは厚生労働省による基幹相談支援事業所ということになります。厚生労働省からの通知によると、基幹相談支援事業所がモニタリングを含めて主な対応をし、計画をそれぞれの相談支援事業所がつくるという対応をしてでも進捗状況を高めよ、という通知が出ておりました。実際、これに対応するためには、当然、基幹相談支援事業所にもととの委託費として払っている金額では対応し切れませんから、増額をしなければならぬだろうということが容易に予想されます。

一方で、現在、恐らくやられているのは、基幹の相談支援事業所に求めるのではなくて、基幹もそうでない相談支援事業所も、同じような業務をやるという形で求められているのだと思っておりますが、そうすると、もともと人件費の委託費が払われていない事業所としては、そこに相談支援員がどうしても張りつくことになるのと、基準を満たすための職員としてそこは認められなくなるという問題が出てきますので、どうしても経営に影響が出てくるということが予測されて、大きな問題になっているというふうに思っております。合計金額も440万円弱ということで、二つの基幹相談支援事業所を除くと、相当報酬としては少ないという印象をやはり持たざるを得ないと思っております。

一方で、相談支援事業と言え、一番最初にやっていたのは介護保険であります。介護保険の計画策定の考え方と障がい者での計画策定の考え方は同じようで違う、似て非なるものになっておりますが、どのような違いがあるか、まず伺いたいと思っております。

○酒井博明社会福祉課長 介護保険のサービスを利用する際のケアプランと、障害者総合支援法に基づくサービスや児童福祉法に基づくサービスを利用する際の計画については、どちらもサービスを利用するという点については、計画策定という点では同じでございますけれども、介護保険のケアプランにつきましては、毎月のサービス利用について計画を策定するというものでありますけれども、障がい福祉のサービスの利用計画については、計画策定後に一定期間を置いて、年に1回とか半年に1回とかでモニタリングを行うということですので、計画策定に当たる頻度は違うということがございます。

○平賀貴幸委員 この頻度が違うところが決定的なものだということと、もう一つは、絶対数も違うということだと思います。高齢者の方々のほうが明らかに人口そのものが多いので、当然件数も多くなる。そして、モニタリングをして計画をつくるための頻度が極端に少ない障がい者の関係の相談支援に対して、毎月それを行うことになっている介護保険ということで、おのずと得られる報酬に大変大きな差が出るというのは、ざっくり言うと12分の1の報酬しか得られないということになるわけです。つまり、これは明らかに国の制度の欠陥だと、設計ミスだと言わざるを得ないので

す。

いろいろなところから是正をするように、この計画相談が始まる前から各団体から要望があったにもかかわらず、現在も放置されたままになっているという状況です。国の見解、道の見解ですと、市町村の実施状況を見ながら、そこは是正する必要がありますというような表現をしているようですが、やはり国に対して、ここも積極的に改善案を求めていかなければいけない事項だと思います。

私の知るところでは、北見市が積極的に提言を行ったというふうには伺っていますけれども、ぜひ網走市もこの点について明らかに改善が必要です、取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 この件に関する要望につきましては、網走市単独ではなくて、全道市長会を通じて要望を行うということがやはり有効であるというふうに考えます。

全道市長会では、平成26年6月と11月に国や道に対して二つの要望を出しておりまして、一つは、サービスの利用計画策定に係る平成27年3月までに終わらさなければならないということについての期限の見直しを検討することということ。もう一つにつきましては、今委員がおっしゃる、安定的な事業運営やサービス提供のために報酬単価の見直しを行うようにということと、必要な財政支援の充実を図ることの二つについて、要望を行っております。

北見市がこの発案にかかわっているということについても承知しているところでございますけれども、網走市も今後、全道各市と足並みをそろえながら、この対応について行っていきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 事業者の側で、困っていてもなかなか言い出せないという実態もあるのだと伺っております。また、日々の業務が多忙がゆえに、データを集めて行政に実はこういう実態ですという話ができない所もたくさんある中で、苦労されている所が網走市内を含めて多いのが実態でありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

○立崎聡一副委員長 平賀委員の質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時58分休憩

午後2時08分再開

○立崎聡一副委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

平賀委員の質疑を続行いたします。

○平賀貴幸委員 それでは、続けます。予算説明書46ページの手話通訳の派遣と養成のことについて、伺いたいと思います。

手話通訳は、テレビの影響もあってすぐふえる時期もあればそうでない時期もあるなど、変動の波が大きいですが、まず、現状はどのような形になっているのか、登録通訳の状況も含めて伺えればと思います。

○酒井博明社会福祉課長 手話通訳の現状でございますけれども、まず、派遣件数につきましては延べの件数で、平成24年度が103件で利用者が5名、平成25年度が82件で利用者が6名、平成26年度は1月末現在ですが76件で利用者が4名となっております。

また、手話通訳者の数でございますけれども、これにつきましては、現在6名が登録しているところですが、平成27年度に1名が転出されるということになりますけれども、新たに2名が加わる予定となっており、4月からは7名の登録という予定でございます。

派遣の対象事項につきましては、網走市コミュニケーション支援事業実施要綱により定めているところでございますけれども、実際に派遣した対象要綱では、会議の際の通訳などの社会生活にすることが全体の7割以上を占めて、そのほかには定期的な通院の際などに通訳として活躍していただくというようなことがございます。

○平賀貴幸委員 市民団体としては、名称がよく変わるのでございますけれども現在の名称が「北見ろうあ福祉協会」が、ろうの方々の団体としてあり、あるいは昼間の手話サークルの「クリオネ手話っち」、夜の「網走手話の会」などがあって、それらが市とも連携をしながら市民手話講座などを運営されているのだと思います。そこで、いわゆる手話サークルの人数が一定程度確保されていることが、引き続き継続した登録手話通訳の維持にはやはり欠かせないのだろうと思っております。その辺に対する支援というのはなかなか容易ではないのですが、市民手話講座を通じていろいろされているのだと思います。

一方で、夜の福祉センターの利用について課題

が出てきているというのをお話として伺っておりまして、手話の会は1団体のみが夜のサークル利用になってしまった関係があって、ボランティア室のほうは使えるのだけれどもコピー機などが使えなくて、なかなか学習に支障が出てしまうというような課題もあるようです。

先ほど申し上げたとおり、手話サークルがどうしても養成の中核の団体としてあるものですから、一定程度の支援や連携は必要だと思うのですが、その辺の状況の実態を調べた上で必要な対応をぜひ進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 夜間の福祉センターの利用でございますけれども、私も手話の会が使っている部屋のほうには行ったことがございますけれども、このセンターの利用につきましては委員御指摘のとおり、やはり不自由だというお話は概略でいただいているところでございます。

コピー機をはじめ、どのような不便を感じておられるかということにつきましては、この団体からさらに伺いまして、今後の対応につきましては検討していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 種々検討を進めていただければと思います。

次に、同じく48ページにあります、ジョブコーチ養成研修の関係で伺ってまいります。このジョブコーチの養成についてはほかの委員からも質問がございましたが、1号ジョブコーチと2号ジョブコーチがございます。2号は職場に行き対応するジョブコーチで、1号は福祉職として仕事として支援をするためのジョブコーチだということで、昨年、たしかこの補助事業は1号、2号ともに対象になるということで、伺っていたところであります。

問題は、2号のジョブコーチが各職場にふえるというのは望ましいのですが、やはり1号のジョブコーチがしっかりと現場に入って、仕事として業務として支援ができるかどうかというところが、障がい者の方々の就労の推進のためには不可欠だと思っています。

一方、もうかなりの年数、20年ぐらい、それ以上かもしれませんが、第1号のジョブコーチというのはオホーツク管内では北見にいる方たった1人の状況で、職務としてやれるのはその方しかいないということであります。職務としてやった場

合については、報酬の出どころが変わってくるということになりますので、どうしても資格を持っていることと要件に合うことが必要で、なかなか要件に網走市の各事業所が対応できないということがあったのだと思います。要件というのは、就労移行支援の事業所に所属している、あるいは就労のA型の事業所に所属していることが基本的には必須なのですが、なかなかその事業所で対応できていないという現状、あるいは就労B型の所でもできるのですけれども、一定程度の一般就労をさせたという実績が必要になるものですから、地域の実情を考えるとなかなか現実と合わないというものがあるのだと思います。これは国の方針というより、独立行政法人の要綱にそう書いてあるからできないというだけで、法律で決まっているわけでは実はないというのが現状でありまして、何とか改善できないかということはもう数年にわたって働きかけておりますが、結果的に市町村からこのことについて問題だという声が上がってこないというのが、現実としてよく言われることであります。

ぜひこの問題についても先ほどと同様に、国あるいは独立行政法人に対して、地域の実態をほかの市町村も同じ実態であるはずですから、連携しながら取り組んでいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 1号ジョブコーチが育たないということにつきましては、今委員がおっしゃるとおりでございますけれども、この状況を改善するためにはどのような手法があるかという御質問でございますが、恐らくこの改善がなかなか進んでいかないのは、ジョブコーチの活動の制約に関して、おっしゃるとおり国ではなくて、一独立行政法人の制度設計によるものが原因となっているのではないかとこのように考えております。国であれば、例えば全道市長会を通じて国に対して要望を上げるということはできるのですけれども、市長会を通じて一独立行政法人に要望を上げるということが、果たしてなじむかどうかということがあるのではないかとこのように考えます。

今後この是正に関しては、ジョブコーチのさらなる増加などに関しましては必要なことであると感じますので、どのような手法があるか研究してまいりたいと考えています。

○平賀貴幸委員 ぜひ進めていただきたいと思います

ます。この課題は、もともと旧労働省の管轄にジョブコーチがあるので、福祉ではなくて労働行政だったものですから、市町村の段階に下りてくると、担当がなくなってしまうというような感覚にどうしてもなってしまうので、現場に最も近いはずの市町村がその状況を把握できない、しづらいものだということが原因にあるのだと思っています。ぜひさまざまな形での取り組みをしていただきたいというふうに思いますが、基本的にはジョブコーチの方々が支援している方法は、応用行動分析を核とした作業の習得方法でありまして、この方々がたくさんふえてくると2号の方々を含めて動きが滑らかなって来はずですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、同じく50ページにあります、老人保護措置事業について伺います。措置事業の措置という言葉は、行政の処分という意味になると思いますが、まずこの事業が予算として存在している理由と状況について伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 老人保護事業についてでございますが、これは65歳以上であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅での生活が困難となった高齢者を、養護老人ホームに措置入所させるという事業となっております。

予算につきましては、現在、網走市から4カ所の養護老人ホームに21名の方が措置されておりますので、予算化されているものでございます。

介護保険制度の創設に伴いまして、措置制度による高齢者福祉サービスは基本的に契約による利用形態となりましたけれども、介護保険法施行後も老人福祉法に基づき養護老人ホームの措置制度は継続されているといった内容です。

○平賀貴幸委員 措置制度というのが、残っているということでもあります。一方、障がい者のほうに戻るのですけれども、障がい者の福祉のサービスにも実は措置制度が残ってはいます。これは介護保険の分野にも、そのほかにも措置制度が制度としては残っている、しかし予算化されていないというものと理解をしております。

先ほどのものは、必要性があって予算化されているのだと思いますけれども、そこで伺いますが、措置制度というのは、本当に緊急性がある場合に行政の処分として実施されるものなのですから、予算化がされていないがために、なかなか現場で思い切った執行はできないという問題も

あるのかというのを、10年ほどこの現場に携わっていて感じておりました。非常に緊急性が高いのだけれども、措置の決定が下されないために緊急入院がとれないですとか、緊急にサービスを提供する必要があるのだけれども、支給決定がなかなかおかないのでサービスの利用に至れないなどという形で、本来措置が使えればよかったのと思うケースに当たることは少なくないのだと思います。予算化しておいたほうがいいのか、原課の意識をもう少し変えていくことが必要なのか、その辺は見解がいろいろあると思うのですけれども、この点についてどうお考えでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 まず、今委員おっしゃるとおり、障がいでも措置をされるということがあります。基本的には、障がいのサービスというのは契約に基づいて行うものですが、やむを得ない場合、例えば事業者との契約を結ぶことが著しく困難であるとか、家族からの虐待を受けているというような場合に措置が想定されるのですけれども、いずれにしても極めてまれな場合であるというふうに認識しております。そのために、今まで措置に関する予算措置は行っていなかったというところでございます。

今後の予算化に対する認識ということもございますけれども、事例が起こっていないということもありまして、なかなか予算化しづらいという状況にはあると思います。ただ、措置によって必要なものにつきましては、必ずやらなければならないと思いますので、必要が生じているときには、既定の予算により対応していくというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 そうですね。制度としてあるのだということと、必要なときには実行していくのだということがしっかり認識されているということが、いざというときのための転ばぬ先のつえのようなものだと思います。大事だと思いますので、ぜひそこを改めて確認させていただければと思います。

静湖園についても伺おうと思っておりましたが、先ほど飯田委員からも質問がありましたので、これについては割愛をさせていただきます。

次に、空き家対策の関係で一点伺います。たしか2月末から施行されるのだと思いますが、空き家対策特別措置法というのがございます。現在、建物があれば更地の6分の1になることになって

いる固定資産税の税率が、更地と同じ税負担に基本的になるものであります。また、固定資産税の課税情報を利用して空き家の所有者を特定できるようになるということも、法律の中では明記されています。さらに、特定空き家に認定する、これは倒壊のおそれがある物件を指定できるようになるということと、所有者への罰金を求めることとか、強制撤去をすることも可能となるという部分であります。

税の話は税の所管なので答弁をということにはならないのですけれども、特定空き家の部分については所管が生活環境のほうになるのだと思いますので、この辺の状況について現在の検討状況を含めて見解を伺いたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 今委員のほうからお話がありましたとおり、2月26日に総務省及び国土交通省のほうから、実施するための基本的な指針ということで告示されまして、空き家対策特別措置法が一部ですけれども施行されております。この指針によりますと、目的の一つとしましては、問題がある空き家を特定空き家と定義いたしまして、市町村が空き家への立入調査、指導、勧告、命令、行政措置等の措置がとれることといたしまして、命令に従わない場合は過料の罰則を設けております。もう一つといたしましては、空き家のデータベースを整備して跡地の利活用を促進するといったような内容になっております。これらのことが確実に実行されるために、国が基本方針を定めて市町村が適切な実施を図れるように支援をするということになっておりまして、その内容は行政の役割、実施体制の整備、実施に必要な財政上の措置、税制上の措置等が指針として示されております。基本的には固定資産税の課税情報の利用が可能になるとか、立入の許可等も付与されておりますので、市町村にとっては権限強化が柱となっている法律だというふうに理解をしております。

特定空き家を認定することに関しましては、これから示されますガイドライン等を踏まえまして、おそらく生活環境だけで判断できるということではないと思いますので、ガイドラインの中にどこまで入ってくるかということもありますけれども、その辺を見きわめながら関係部局と話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 法律は動いていくのですけれども、市民には周知がされていないような内容のものだということで、まず周知という課題もあるのだと思います。

それにしても、なかなか運用が難しい法律だという認識を持っております。というのは、倒壊しそうな物件がある場合、その物件は往々にしていわゆる不良物件のような形で、なかなか所有者とも連絡がつかなかったり、土地と上物の所有者が違ったりする場合もあって、その場合、突然特定空き家に認定されて、知らないうちに今まで6分の1だった課税が6倍になって、一体なぜ上に建てている人のせいなのに私たち地主がこんなことになんというようなケースが発生したり、市にとっても、もともと固定資産税が徴収できないで苦労しているような物件に対して、6倍の税率がかけられるようになれば、当然収納率は下がるわけで、なかなか市町村にとっても厳しいものだろうというふうに思います。

国からの情報はまだこれからだと思いますので、今の時点では周知をどうするかという程度のことしか聞けないのかと思いますが、国とも必要な協議をしながらだと思いますけれども、そうはいつでも市民周知は図らなければなりませんので、どのような取り組みをする考えなのか伺いたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 空き家対策特別措置法の周知に関してでございますが、昨年の4月から網走市におきましては、空き家対策に係る条例ということで定めております。そちらの方とあわせまして、条文で重複するような部分もございますので、そういった部分もあわせまして、広報なりホームページを通じて周知を図っていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 国の動向も見据えながら、慎重な運用が多分必要になるだろうというふうに思いますので、周知をどのようにされていくのか引き続き見守っていききたいと思いますが、いずれにしても、なかなか市の現場としても苦労される法律だろうという理解を、私としてもするところあります。

次に、同じく62ページ、住宅用太陽光発電促進事業の関係で伺ってまいりたいと思います。これまでも住宅用太陽光の促進など、省エネあるいはエネルギーの自給率を各家庭でも高めていこうと

いう補助事業が行われてきたところであります。これについての有効性は誰しもが理解するところだと思いますが、私はさらにそれを高めていくというニーズがあるのだらうと思っております。そうはいつても、なかなか地域でエネルギーの自給を高めるものというのと限られるのですが、一つには、温泉排水の利用というのがあるのだと思いません。温泉から排水される熱と空気の温度差を使ってする発電ですとか、あるいはいわゆるヒートポンプです。もう一つは、地中熱を使ったヒートポンプだというふうに思います。ヒートポンプは熱をくみ上げるという意味でありまして、特に地中熱のヒートポンプは、地面はそこいら中にありますから、どこでも使えるものとして着目されているのだと思いません。

地球から自然熱を採取することによって、地中熱のエネルギーを3として、それに対して使うエネルギーを電力1とするならば、4の冷暖房のエネルギーを生めるというシステムでありまして、このシステムを有効活用するということが、この地域でも必要なのではないかというふうに思っております。CO₂の排出量についても、このシステムだと相当軽減が図られるようになっておりまして、いつでもどこでも誰にでも使えるものであると同時に、高効率であってさらに豊富なエネルギーがあるということで、有効だと思っております。

夏の場合、地面の中は一定程度、15度あるいは20度程度に保たれています。冬も下がっても零度から10度で外気温との差があるわけですから、その外気温との差で熱エネルギーを取り出すということです。それを、電力を使ってさらに効率的に温水をつくって家庭で利用していくことで、消費するエネルギーを抑えるというような仕組みです。この仕組みは、既に家庭用も含めて実用化されているもので、既存の技術でありまして、決して新しく今からつくらなければならない技術ではないと思っております。

私も調べてみたのですが、既に全国の市町村でも補助事業として展開している所はありました。道内だけに絞って申し上げますと、札幌市で工事費の10%かつ150万円を上限で行っておりまして、そのほか上富良野町、上川町、旭川市が、購入設置費に10分の1を乗じた額で上限20万円という形で、補助事業として行われておりました。国

のほうはどうかののかと思って見てみましたら、経済産業省の再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業という事業がございまして、これは地方公共団体も対象になっておりまして、再生可能エネルギーの熱利用促進に対しては、一定程度の予算措置が国からもされるようであります。

こういったものを、今申し上げた家庭の新たなエネルギーの補助として導入を促していくのと同時に、自治体の建物についても活用していくということが必要ではないかと思っておりますが、見解を伺いたいと思いません。

○梅津義則生活環境課長 生活環境課のほうで行っております、太陽光発電のシステム設置に係る助成事業でございまして、これに関しましては、網走の日照時間が長いというような地域特性を活かしたのものへの設置補助というようなことで実施をしております。

委員がおっしゃるように、地中熱利用のヒートポンプに関しましても、先ほどおっしゃいました道内で4団体が助成をしているといったことは、私どものほうでも確認はしておりますが、まだ費用が太陽光と比べてもかなり高額であるといったようなこともありますし、費用を回収する期間がおそらく15年から20年ということで、太陽光よりも長い期間がかかるというようなこともあります。

全国的に見ても、100台から200台程度の設置ということで、まだまだこれから普及するには価格面と申しますか、コスト面で技術的に何か革新的なものがないと難しいのかなというふうには考えているところでございます。こういった動向を見きわめながら、こういったものに補助、助成を行っていくかというような判断をしていきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 価格面の課題というのは確かにそのとおりであるのだと思いますが、実は北欧では主流になっているシステムで、北海道にも適しているというのはわかっているものであります。

全国の導入が100台程度という話でしたが、実はそんな数字ではございませんで、1,000台を軽く超えているどころか、もう1万台に近づぐぐらいの導入があるのです。事業所によって多分違うデータなので、なかなか統一したデータがないためにどうしても差があるのですが、かなりの導入数になってきているので、コストも今後下がるだ

ろうということが予測されています。

これは地中の熱ですから、どこに行っても一定の熱エネルギーだということでありますので、別に北海道に限らず沖縄でも利用可能だということで、汎用性の高いものだからということになると思います。そうはいつても、これについてはまだ国内では着手し始めたばかりというものでもあるのだと思いますので、ぜひこの点についても今後の新たな事業として御検討いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後の価格低下ですとか、技術的なことを見きわめながら判断をしていきたいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 どうしても電力が必要になるタイプのものでありますので、なおさら住宅太陽光と組み合わせるとということが効果的だということで改めて質問させていただきましたので、そこはぜひ今後の課題としていただければと思います。以上で、質問を終わります。

○佐々木玲子委員 私のほうからは、2項目ほど質問をさせていただきます。

まず、臨時福祉給付金給付事業なのですが、私が懸念している点を一点お伺いしたいと思います。この給付金は今年度も給付されまして、支給率が70%台にとどまったということで、非常に残念というか、皆さんせっかくの給付金でありながら受け取れなかった方が結構いらっしゃるということで、私自身も非常に気にかけておりました。そうしたときに、先日たまたまお話を伺った方が案内状そのものを見たこともないという、役所からの周知物に対しての関心が非常に低い方に出会しまして、本当に残念なことだったなという思いの中から、今回の給付金が少しでも支給率が上がってほしいという思いで、この項目を取り上げさせていただきました。

まず、周知に関してなのですが、いろいろな広報紙にしましても、議会だよりにしましても読んでいただけないということが、ある意味で永遠の課題かと思っていますけれども、そこで、周知の方法について今回、新年度についてはどのような周知を予定しているか、まずお伺いしたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 臨時福祉給付金の周知でございますけれども、平成26年度の周知につき

ましては、市の広報紙、フリーペーパー、ホームページ、それから新聞に周知するとともに、各世帯に直接チラシを送るといったようなことを行いました。基本的には、周知の方法というのは今回も同様の方法をとっていかうと考えています。

○佐々木玲子委員 確かに周知方法としては、それ以外やる方法がないのかと私も思っているところではあるのですけれども、そこで、前回70%台にとどまってしまったということに関して、何かそのことに関しての反省点というか、原因というかについて何か捉えているところがありましたら、お伺いしたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 申請率が75%になったという一つの背景ですけれども、まず、臨時福祉給付金が個人に支給するものであるということで、申請した方に対する分母の求め方なのですけれども、例えば市外に親がいる農大の学生がいると、そのような方については扶養関係が不明で対象者としては算定しづらいとか、当市に税情報がない方などもいますので、正確な支給対象の数値を把握するというのが非常に難しいという状況がございまして、申請対象者数は国の算定式に従って求めた値でございました。その結果として分母が膨らんだということがございます。

現実の運用面ということで考えていきますと、入院、施設入所などにより、長期的に自宅から不在となって申請ができなかったということがあったり、おっしゃるとおりに、そもそも市役所からの郵便物を開けて読まないという方も確かにいたのかというふうに考えておりますので、この辺が100%に届かなかった理由かというふうに思っています。

○佐々木玲子委員 おっしゃるとおりいろいろな対象者の方がいまして、最初に申請の前に情報を調べていいですかという質問の趣旨の御手紙が入っているわけなのですけれども、それ自体もなかなか出していいものなのかわからなかったなどという方もいらっしゃるようなので、やはり理解がされにくいというところに一つ原因があるとしたら、その案内状の中の文章の書き方というのが、もしかすると、もう少しわかりやすい言葉にすることができるのかもしれないと、私たちはふだんいろいろな周知物を読みなれていますからそんなに不思議もなく読んでいますが、年配の方とか、そういう書類を見なれていない方は、読んで

いてもよくわからないというお話も伺ったりします。ですから、お問い合わせくださいという言葉は必ず入ってはいるのですが、それでもなかなか敷居が高いというような感触の方もいらっしゃるのだと。そういう意味で、やはりできることとすれば、もう少し一般市民の特に高齢者の方たちの目線に立ったものの表現の仕方を研究してみるのも、もしかすると有効な手立てかと一つは思います。そういうことで、原因についてそういうことと理解します。

他の自治体も、この給付金については全国一斉にやっています。特に支給率の高い自治体があったかどうか、その辺の情報がもしありましたら伺いたいと思いますけれど。

○酒井博明社会福祉課長 他都市の申請率の情報でございますけれども、当市で把握している情報では、網走市とほぼ同じ人口規模の根室市から聞き取った情報がございまして、結果的に率としては、網走市とほぼ同じぐらいの値であったというところでございます。

○佐々木玲子委員 多分、特に調べてはいないのだろうと思っておりました。私自身も、特筆すべき自治体が耳に入ってきておりません。そこで、支給に関して、今回せつかくの給付金ですから、少しでも該当される方には受け取っていただくために、他の自治体で万が一これから調査をして高支給率の所があったとすれば、そこでの支給方法や周知方法を研究されてみて、事務が開始されるまでの間に、支給率が少しでも上がるような努力をしていただきたいと思いますということを申し上げまして、この件については終わらせていただきます。

次に、地域子育て支援センターの運営事業について、もう一点伺います。この地域子育て支援センターは、開設当初はひまわり保育園の横に併設して「ひまわり」という子育て支援センターが1カ所のみでした。その後、「どんぐり」という2カ所目の支援センターができたわけですが、まず今の利用状況を伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 平成24年度に開設しました「どんぐり」の利用者につきましては、オープン当時利用者が殺到した状況にあって、2万8,000人から2万9,000人ぐらいの利用者があったのですが、このところ利用は落ち着いた傾向にあるというふうに思っています。平成26年度の利用者の見込みについては、約2万8,000

人を見込んでいるところでございます。

○佐々木玲子委員 この子育て支援センターにつきましては、なぜ取り上げたかといいますと、実は非常にうれしい反応がありまして、せんだって転勤族の方とお会いして、私としては、網走は移住促進もやっているまちでありますし、少子高齢化の中で少子化対策として若い方たちにもぜひ移住してきていただきたいという思いがあったものですから、網走にいられてどんな感想をお持ちですかと伺ったときに、網走は子育て支援策が充実していて子育てのしやすいまちで、本当に網走に来てよかったとおっしゃってくださる方がいました。今までいろいろな方とお話をしまして、これほど網走の子育て支援が充実していると言っただけのこととがなかったものですから、本当にうれしいと思いました。ほかの方からも声があったのが、網走の子育て支援センターは、ほかのまち、例えば大空町などは、地元の方が限定で他の自治体の方の受け入れはなかなかしてもらえない、興味のある行事などがあって参加してみたいと思っても、残念ながら拒否をされて寂しい思いをしていたが、網走に来てからは本当にウェルカムで受け入れてくださるのがうれしくて、網走がなじみやすい子育てのしやすいまちだと感じたとおっしゃったのです。わたしたちは議員としての仕事をしていて、そういういいお話を伺うことが少なかったものですから、本当にうれしかったと思ってここで取り上げさせていただいた一つの要因なのです。

そこで、子育て支援センターの利用者が非常に多いということは、以前から皆さんも御承知だと思います。特に、「どんぐり」に関しては駐車場も狭く、次の年には増設をするというぐらい利用者が常にいて、そして事業内容も、例えば土日も頑張ってもらっていて、お父さんのための子育ての事業があり、そういうときには25組ぐらい、50人ぐらいの方が参加されて、支援センターがいっぱいになるくらい参加されるというふうに聞いております。そういう意味で、非常に職員の方たちが努力をされて、参加者が非常に多いということはどういう悲鳴でもあるのでしょうか、そこで一つ気になったことが、職員の方たちに負担がかかってオーバーワークになっていないかということがちょっと気にかかるとは思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 子育て支援制度の事業を御称賛いただきまして、ありがとうございます。傾向としては「どんぐり」は室内に広い運動スペースもありまして、園庭も広いことから、利用者数が多くなっている状況でございまして、現在職員3名で対応しております。

オーバーワークになっていないかとの御質問ですけれども、「どんぐり」の職員は非常に多くの利用者の対応をしていますが、イベントなどの際には、必要に応じてボランティア登録をいただいている方やボランティア団体の方にも協力していただきながら、負担が過多にならないように運営しております。

○佐々木玲子委員 ということは、やはり皆さんの協力のもと、職員さんは過重なオーバーワークにはなっていないと理解したいと思います。

そこで、子育て支援センターだけではなく、網走は妊婦健診の無料回数にしても多いですし、不妊治療費も金額は少ないけれども、そういう方たちに寄り添う形での行政サービスというのは、私は本当に最近充実してきていると感じていますので、この子育て支援センターを含めて網走市の子育てに対する目玉政策というような形で、この「どんぐり」子育て支援センターをさらに皆さんのお声を聞きながら、もっとこういうことがあったらいいな、というような声もあるかもしれません。そういうことをその都度事業をやりながら、アンケート等を取りながら、さらに充実した支援センターの運営に努めていただきたいと思います。

実は、昨年の市長選の折に市民の方から言われたのは、市長はスポーツ政策には非常に力を入れているけれども、子育て支援にはちょっと力が薄いように感じるというようなことを言われまして、私も非常にショックを受けました。そうではないのだということをややはり皆さんに知っていただく意味でも、例えば子育て支援センターでやっている事業などをホームページなどにもっとアップしながら、移住もしていきたいような網走のまちの子育て支援をやっているというようなことをアピールなど、改善もさらなる充実も図りながら、こういう事業をどんどんやっていっていただきたいということをお願いしまして、質問を終了いたします。

○立崎聡一副委員長 ここで、暫時休憩をいたし

ます。

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

○立崎聡一副委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

○松浦敏司委員 若干重複している部分がありますが、できるだけ重複しないように質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、生ごみの分別堆肥化検証事業についてであります。昨年行った潮見地区、呼人地区のモデル事業にかかわってであります。収集量の当初の目標と実績、結果はどのようになったかを伺います。

○梅津義則生活環境課長 モデル地区の世帯数は4,000世帯ございまして、人口が約9,300人でございました。3カ月間の期間中のモデル地区の生ごみ総排出量は、平成24年度における1人1日当たりのごみの排出量と、平成23年度に実施いたしましたごみの組成分析の結果に基づきまして、約253トン排出されると推計をしております。その推計数値の60%を目標値といたしまして、150トンを目数量といたしました。しかしながら、今回の収集量は47トンであり、目標値の150トンに比べまして約31%の達成率ということになっております。当初の目標値が生ごみの水切りを考慮せずに設定したものであったということから、この差が生じたものというふうに考えております。

結果としましては、モデル地区の皆さんが分別をすることでごみの排出量が減ったということと、水分を切ることで生ごみの量が減量した効果もあったというふうには考えております。

○松浦敏司委員 ということは、当初考えていたときよりも、生ごみの水切りが十分になされていたということなのだろうと思えます。私も生ごみの関係で、この間いろいろ行政視察を行った中で見てまいりましたけれども、全国の先進地の担当者のお話を伺うと、水切りが一番重要だというふうに言っていました。腐敗しやすいのは、水分がたくさんあるからなのだというようなこともお話の中で伺っておりましたので、その点では水切りが十分なされていたということは、大変よかったのだろうというふうに思えます。

そこで伺いますけれども、このモデル事業を実施するに当たって、関係住民への説明会は何回行

い、参加者はどのくらいあったのか、そして反応というのはどのようなものだったのか伺います。

○梅津義則生活環境課長 説明会はそれぞれのコミセンで行ったのですが、8月中に実施いたしました。潮見地区で7回、呼人地区で4回、合わせて11回開催をしております。参加者は、潮見地区369名、呼人地区は70名の方に参加をしていただいております。地区内の世帯数が4,000世帯ですので、約1割の世帯の方々に参加をいただいたということになります。9割の方が説明会に参加されていないということになりますが、戸別配布した生ごみ専用袋の中に説明文を入れて配付しておりますので、そちらを読んで理解をしていただいたものと考えております。

説明会の中では、水切りの作業が大変ですとか、細かい質問で三角コーナーの網をどうしたらいいのかですとか、毎日三角コーナーにごみを入れてその小袋を大袋に入れて出してもいいのかですとか、そういった細かい意見もありましたが、事業全体に反対をするといったような話はありませんでした。

○松浦敏司委員 相当市民の意識も高まっているということも、あるのだろうかというふうにも思います。このモデル事業を参考にして、新年度でも駒場地域と川向地域で検証事業を行うということだと思うのですが、今回は前回と違って夏場に検証するということですが、あえて夏場に行くということにしたという理由はどのようなことからなのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 昨年度は9月から11月の3カ月間行いまして、ことしは7月から9月の3カ月間で行う予定をしております、その理由ということでございますが、今回7月から9月という設定は、夏の暑い時期のステーションの状況が確認できることと、アンケートの回答結果でスイカなど果物や野菜などの多い時期に生ごみを出せると助かるといった意見があったことから、夏の暑い時期を設定しております。

○松浦敏司委員 それもよくわかりました。それで、前回は収集量の目標を150トンに設定したけれども、47トンにしたということですが、今回の検証については、収集の目標というのはどのくらいに持っているのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 目標は高いほうがいいと思いますが、やはり150トンというのは難しい

というふうに考えております。水切り等を徹底していただいて、できるだけ水分等を切っていただくことで軽くなる部分もございますので、75トンから100トンぐらいを目指そうというふうに考えておりますが。

○松浦敏司委員 あくまでも目標ですから、これは時期によっても当然違ってまいりますので、それはそれで理解いたしました。それで、昨年行った潮見・呼人地区のモデル地区での事業を実施した中で、どういう効果なのかはわからないけれども、一般ごみの排出量が相当減ったというふうにも聞いていますけれども、これは私も、検証する前から見るとごみの排出量が減っているようにも見えるのですが、この辺の関係はどのように捉えているのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 この事業を実施した3カ月間で減ったのは43トンでございますが、潮見・呼人地区の一般ごみの量が、前年と比較しますと75トン減少をしているということでございます。

生ごみを分別することで、再資源化をするということの意識が高まったというようなことで最終処分量が減少したということで、ごみの減量には大きく効果があるだろうというふうに推察をしているところでございます。

○松浦敏司委員 今、潮見・呼人地区の数だけ言われたのですが、市全体として排出量が減ったのではないかとというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょう。

○梅津義則生活環境課長 今年度4月からのごみの総排出量の減少で言いますと、2月末の時点で717トン、前年対比で減少しているところでございます。

○松浦敏司委員 その意味では、呼人地区だけでなく市民全体の中で一般ごみの排出量が下がっているということで、いい傾向だと思います。

市としては、この前の生活福祉委員会の中でもお話がありましたけれども、生ごみ堆肥化の事業をできるだけ早く実施したいということで、できれば平成29年度あたりという目標を持っているようでありまして、ほぼ2年という時間がありますけれども、その間いかにして生ごみを堆肥化する上で市民の意識を高めるかという点では、非常に大事な2年間だと私は思うのです。この2年間にどのような市民への周知をして、そし

て多分、私は生ごみを堆肥化していく上では決定的な重要な時期だと思うものですから、その点での原課としてのお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 平成27年度につきましては、同じように生ごみを実証試験で分別をしていきますが、平成28年度につきましては、平成29年4月の供用開始を目指している容器包装プラスチックの分別も進めていかなければならないだろうと思います。そのことにつきましては、平成28年度中に市民の皆さんに分別の説明会を開催していかなければ平成29年4月には間に合いませんから、平成28年度中にそういった形で開催をしていくということになります。

できれば、八坂の最終処分場の延命も考えまして、それとあわせて生ごみのほうを、平成29年4月と同時になるかどうかはわかりませんが、平成29年の早いうちに開設するというので、あわせて説明会を開催していきたいというふうに考えているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。私は廃プラを回収するということが、非常にいいことだと思うのです。ただ、かさばって軽いというのが特徴ですから、そういう点では、市民の皆さんに排出するときの注意事項をよほど徹底していないと、ちょっとした風で飛んで行ってしまうというようなこともありますので、その辺もぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

それで、昨年行った堆肥化検証の中で、シュレッターのごみも副資材として使えるのではないかというような報告もあったようですけれども、実際の収集の際には、シュレッターの紙も副資材として使うという考えで行うのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 シュレッター用紙につきましても、副資材として使えるかどうかという検証は行っております。

その結果でございますが、本来の紙という部分では問題なく副資材として使えるという結果が出ておりますが、中には、プラスチックコーティングされた紙があわせてシュレッターでかけられている部分ですとか、CDですとかDVDのようなものがかけられているというようなことも確認をされております。副資材として使うのであれば、その辺はきちんと分別をしていただいた上でシュ

レッターにかけていただくということを、周知徹底していく必要があるだろうということで考えております。

また、今回使わせていただいた事業者の堆肥化施設が全て壁で囲われたような施設ではなかったということもありまして、シュレッターごみが細かい紙ということですので、攪拌するときに風が強い日などは施設の外まで散らかってしまうというような問題点も確認をされております。

○松浦敏司委員 わかりました。せっかくですから、地元で出たシュレッターの紙は地元で処理でき、それがまた堆肥化に役立つのであれば、それにこしたことはないと思うので、ぜひ問題点は問題点として、それが解決できるような方法をとっていただくということが大事だというふうに思います。

この部分での最後に、検証というのは本番に向けた非常に大事なことだと思います。そういう点では、検証を行っているいろいろな問題点などが明らかになってくると。私は、こういう検証結果はいいにこしたことはないのだけれど、パーフェクトだと問題点が逆に見えないことがあるので、今幾つかの問題点が見つかることによって、本番に向けてしっかり取り組むことができるということなので、今後大いに原課の皆さんの活躍に期待したいというふうに思います。

次に移りますけれども、2番目の胃がんリスク検診体制の構築については先ほど質問があったので、私はあえて質問はいたしません。ただ、このピロリ菌というのが、これまで医学界の中でいろいろ議論はあったけれども、最終的にピロリ菌が胃がんの最大の原因だということも究明されたということでは、この事業をしっかり進めていただいて、網走市民が胃がんで亡くなることがないような方向に持って行ってほしいと思います。

次に、障がい者就労実態基礎調査について伺います。障がい者の就労を推進するため、市内業者を対象に就業受け入れに関する基礎調査をということですが、どのような方法で調査をするのか、まず伺います。

○酒井博明社会福祉課長 調査の方法でございますけれども、障がい者の雇用の促進等に関する法律に雇用が義務づけられている従業員50名以上の企業、それから公共事業の受託会社等を中心に、平成27年度から2カ年で100社を目標に直接会社

を訪問するというところで考えておりました、委員がおっしゃるとおり、各事業所を訪問するという形で行いまして、障がい者の支援業務等を行っている社会福祉法人等に委託しながら行うというところで考えています。

○松浦敏司委員 そこはわかりましたけれども、50人を超える事業主は障がい者を雇用しなければならないということもあるようですし、そして国から一定の補助も来るというふうにも聞いていますが、国の補助というのは企業に対してどのくらい来るのか、その辺をまず伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 企業にどれだけの補助が来るかというのは、いろいろ補助制度がありまして、各事業所が申請するという形で補助が受けられるというものでございまして、それは補助メニューを選択したものによって受けられるという形になろうかと思えます。ただ、50名以上の企業で障がい者を雇用しない場合は、法によってペナルティーがありまして、1人当たり1カ月間5万円ずつ納めなければならないなどの制約がございます。

○松浦敏司委員 そこで、雇用を推進するというところでありますから、その上では今回調査をする内容というのは、大まかに言ってどのような内容なのか伺います。それからもう1点、対象となる事業所というのはおおよそどれくらいになるのでしょうか、伺います。

○酒井博明社会福祉課長 調査の内容でございませけれども、まず雇用の可否について調査をするということで、企業を訪問して行って、それぞれの事業所でどのような業務や作業をやっているかということ聞き取りしながら、障がい者がつけるような業務はないかと、あるいは、今は健常者がやっていっても、ちょっと視点を変えることによって短時間であっても障がい者に携わってもらえるような仕事がないかというようなことを、掘り起こしながら聞き取り調査をしていくというところで考えています。

一方で、そういうふうに雇用主と話をしている、それでもどうしても雇用ができないということであれば、それは何が障害なのだろうかということもあわせて聞き取って行って、例えばのケースとして、障がい者との向き合い方がわからないから雇用ができないということであれば、それは障がい者を補助する人がいればできるのですかな

どを確認しながら、聞き取り調査をやっていくというふうに考えております。

次に、事業所の数ですけれども、一応100社を今は目標としているのですけれども、公共工事を請け負っているような事業所とか、平成26年度に障がい者の雇用に関する講習会を4回ほど行ったのですけれども、それに当たっては網走市のロータリークラブの支援もいただきましたので、まずそのように理解してくれているところから選びながら、当たっていきいたいというふうに考えています。

○松浦敏司委員 どうしても私たち健常者や事業主が陥りがちなのですけれども、確かに、健常者にできることが障がい者にとってはなかなか簡単にはできないということもあります。

以前、報道で見たことがあるのですけれども、その社長さんは最初は拒否していたと、でも試しに1人雇うことによって会社全体が変わったというのです。それは、やはり障がい者を雇用することによって一緒に共有と言いますか、その会社は最終的には障がい者をたくさん雇用するようになって、健常者と一緒に仕事をしていくという非常に心温まるような内容でした。この網走でも、ぜひそういうふうになってほしいと思います。とりわけ、日本体育大学附属高等支援学校が開校されて障がい者の方たちが学ぶわけですから、そういった人たちがこの網走で大いに活躍できる、仕事ができるというような状況にしていきたいと、そういう点ではぜひ期待をしたいところです。

ただ、一点こういったことでの悪用をする人たちも、実は数年前に札幌でありました。障がい者を雇用して不法に就労させると、そして障害者年金を結果として流用するというようなこともありましたから、そういったことはないように、ぜひ原課としても注意をして進めていっていただきたいと思えます。

次に移ります。子ども医療費の入院費の無料化、これは昨年4月から子どもの入院費が無料化になったということは、私も高く評価するところでもあります。そこで、今現在子どもが入院したとき、病院の窓口で支払いをしなくてもよくなったというふうに認識してよろしいでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 今般拡大しました、小・中学生においての入院無料化なのですけれども、この場合については窓口で一旦負担していた

だいて、子育て支援課の窓口にお越しいただいて、償還払いでお返しするという形になってございます。

○松浦敏司委員 つまり、保護者は退院時に窓口で全額を払って、領収書を市役所に持ってきて、手続をすれば償還されるということだろうと思います。そうなりますと、せっかく無料化という言葉を使っているわけですから、確かに結果としては無料化になるのですけれど、親御さんにとってお金のないときに退院を迎えたら、一気に支払うのは困難ですよ。

確かにお話によると、委任払いの関係があるので、それを越えることはないというお話もありましたけれども、いずれにしても一旦窓口で払わなければならないというのは、私が当初から描いていたイメージとは相当違う。多分、多くの親御さんたちもそういうふうになるとは思わなかったのだと思うのです。親御さんから窓口で払うのだと言われて、私は思わず「えっ」となったのですけれども、あえてそれで今回も取り上げるわけですが、なぜ窓口で一旦払わなければならないのか、払わなくても済むような方法はあるはずなのですが、その辺を伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 委員御指摘の償還払いについては、現在、小学校就学前のお子さんについては、市内の医療機関で受診した場合、小・中学生につきましては、本年度入院の無料化を拡大した入院費用について償還払いとなってございます。前提といたしまして、医療機関との現物給付は、市と医師会との協定書をもって対応していただき、使用できる医療機関については先ほど言った市内の医療機関というふうになっております。

小学校、中学校の入院の無料化拡大について償還払いとなっている理由につきましては、3点ございます。受給件数の見込みが少数です。予算ベースで、小学生1,854名中65名、中学校におきましては986名中35名という予算を計上していますが、平成26年度の今までの中学生で言えば35人と見込んでいたのが、2月現在で9名となっています。また、同じく使用頻度が少ないということで医療機関との誤請求を防ぐため、これが2点目。そして3点目は、医療機関のほうでシステムが対応していないため、医療機関におけるシステム改修が発生するという点から、現時点では償還

払いになってございます。

○松浦敏司委員 ただ、現時点ではそうだけれども、一定期間をすれば、償還払い方法ではなくて、当然、医療機関の関係がありますから、大変難しい部分もあるのだろうとは思いますが、やはり望ましいのは償還払いではなく、退院するときに親御さんが懐から出さなくても済むというのが一番いい方法だと思うのです。ぜひそういうふうになるよう努力してほしいと思うのですが、今後どのような展望を持っているのか伺います。

○野呂俊広子育て支援課長 委員がおっしゃるとおり、窓口での一時的負担となってしまうということで、これにつきましては大変申しわけないのですけれども、各保険の限度額認定証を交付してもらった上で、必要最小限に抑えることで対応していただきたいとは思っていますが、先ほど言いました医療機関のシステム改修が伴うということで、先ほどの人数を月で割りますと月に5名か6名の割合になってしまうということですから、これについては現状をなかなか説明しづらいという点はもちろんございますけれども、利便性の向上が図れるというのは大変重要なことだと認識しておりますので、今後においてどういう方法があるか、研究していきたいというふうに思っています。

○松浦敏司委員 全国的に見てみますと、やはり支払わない方法をとっている所もあります。そういう意味では、まちの規模というのも当然あるとは思いますが、できないことではないというふうに思いますので、諦めずにぜひ今後も取り組んでほしいと思います。

次に移ります。議案第17号及び18号との関係で、質問いたします。

子ども・子育て新制度が、ことし4月から移行になります。そこでの最大の特徴というのは、ここに介護保険制度の考え方が導入されているということだと思います。特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例制定概要についてということであります。この趣旨では、子ども・子育て支援法に規定する給付費の支給に係る利用者負担額、特定保育所保育費用に係る徴収額に関して必要な事項を定め、云々とあります。私のような者が幾ら読んでも、なかなか理解するのが難しいと。そこで伺いますけれども、今回のこの条例のポイントと申しますか、

全体で言わんとしていることは何なのか、できるだけわかりやすく説明していただきたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 お答えいたします。幼稚園、保育園、認定こども園という就学前に通われるお子様の施設を、幼稚園、保育園それぞれに歴史上の成り立ちも違いますし、制度上の位置づけも違う制度を、また所管官庁も違っていた施設を、今回の新制度で一つになるということで、複雑になっているのですけれども、そのようなことから、ある程度の複雑さは仕方ないというふうに思っています。

議案17号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額を定める条例制定概要につきましては、先ほど言いました認定こども園、幼稚園、それから私立の保育園の利用についての利用者負担額についての定めを制定しようとするものでございまして、議案18号網走市教育諸条例の一部を改正する条例制定については、直接契約になることによって、今までの利用者負担金が公定価格全体を使用料として定めることによって、改正するものでございます。

詳しい内容、どこが今までとどう変わったのかという説明をしたいと思います。

まず、今回、委員がおっしゃった介護保険のように、お子様を1号から3号までに認定するという作業になります。1号という認定は、幼稚園利用者についての認定区分となっていて、現在、網走市の幼稚園の運営財源というのは、道からの私学助成費と保護者から徴収する保育料によって運営されています。また、その保育料については、保護者の負担軽減のため、国と市で幼稚園就園奨励費補助金というものを出して負担の軽減を図っています。現在幼稚園は私立ですので、各施設においてそれぞれ自由に保育料について設定しているところでございますが、新制度に移行する幼稚園につきましては、先ほど言いました公定価格をもって運営に当たるということになります。

公定価格の内容については、施設給付費と利用者負担という構成になっています。利用者負担額というのは、国の基準額を限度として市町村が定めるというふうになってございまして、仮に、国が定めた基準額どおりとしますと、現在の網走市の水準負担よりかなり負担がふえるということに

なりますから、このふえる部分について、さまざまな角度から検討してきたところでございます。その結果、新制度の普及という段階で、つまり新しい制度が始まるというこの段階で、保護者の方々に今よりも経済的負担を強いるものではないという考え方から、国の基準との差額を市の一般財源をもって軽減を図るという結論に至ったものでございます。

利用者負担の算出方法については国の考え方に準じて定めることとしまして、網走市における平均の保育料を算出して、ここから先ほど言いました国と市で負担をしている就園奨励費補助金を差し引いて実質の負担額を算出して、それを所得段階別月額に置きかえましたのが網走で定める基準額となっていて、資料12ページ記載の資料6号の記載のとおりでございます。また、第二子の取り扱いについても、国と同様に第一子の半額と決定したところでございます。

次に、長くなって申しわけありませんが、第2号、第3号認定については保育園についての利用者負担額の基準でございまして、資料13ページに記載してございます。

現在の網走市の保育料についてですけれども、もともと国の基準額の8階層を17階層に細分化した上で傾斜的に配分することによって、国の基準より軽減しているという状況にございます。適用される税額については、国税の所得税額により決定されているところでございます。それをこのたびの国の基準では、住民税の市町村民税の所得割額に変更になったことから、各階層の所得水準を同じにして、国税の所得税から市町村民税の所得割に置きかえた表でございます。

ただし、国から示された新しい基準では、一律に年少扶養控除2名で計算したモデルケースを用いての税額が設定されていますことから、保育料の階層が変更、つまり従前の保育料から上がってしまう方も、下がる方も、それぞれに出てまいりました。そこで、その解消策として、従前の保育料から下がる方についてはそのままに、逆に従前の保育料から上がる方については、多子世帯における経済的負担を軽減することが適切と考えまして、激変緩和措置として従前と同じ計算方法、つまり国税を用いて算出するという経過措置を設けまして、保育料の軽減を図ることとしたところでございます。

○松浦敏司委員 ありがとうございます。少し見えてきました。そこで、素朴な疑問といいますが、勉強不足なので教えていただきたいのですが、今回子ども・子育て新支援というふうになったことによって、例えば市の保育所に入所する場合、直接契約という言葉がありますから、親御さんたちが手続をするためにはどこに行けばいいのか。あくまでもこれまで同様に、市役所の子育て支援課に来れば手続ができるというふうを受けとめていいのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 直接契約という言葉が数多く流れるのですけれども、今までも公立の保育園はいわば直接契約ですし、網走市私立幼稚園も直接契約となっていますから、今までと変わる点で言えば、認定申請書という用紙1枚を提出していただくということなのですけれども、幼稚園につきましては幼稚園を通して、市立保育園や私立の潮見保育園などについては市のほうで受け付けをしております。

○松浦敏司委員 これまでと基本的には変わらないというふうを受けとめました。そこで最後に質問したいのは、年少扶養控除の廃止に伴う所得税、住民税の増税によって保育料が上がるために、政府は年少控除があるものとみなして税額を再算定することを、厚生労働省の通知で自治体に求めてきたというふうに思います。ところが、情報によりますと、政府はことし4月からこの方針を転換して再算定を求めないとするというふうなお話も聞いたことがあるのですが、この点ではどのようなになっていくのか伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 国税による年少扶養控除を戻した形で、当初利用者の負担が急激に増加しないということがありましたけれども、委員がおっしゃいました4月からそのようになるという通知を確認ができなかったのですけれども、網走市におきましては、当初の利用者負担額が上がらないという取り扱いをそのまま継続してございます。

○松浦敏司委員 これは自治体そのもので判断もできることなので、国の言うとおりにしなくても、多分いいのではないかと思います。ただ、一部ではそのように動いているところもあるという報道もありましたので、ぜひそんなことのないように、保護者に負担のかからない方法をこれまで同様にやっていってほしいということを要望し

て、私の質問を終わります。

○立崎聡一副委員長 以上で、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入並びに関連議案2件の細部質疑を終了しました。

本日は、これで散会とします。

再開は16日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時45分散会
